

一団の宅地等の用に供する旨の確約書

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する特定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを、租税特別措置法施行規則第13条の3第8項の規定により、土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。

2 記載要領等

- (1) 「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。
- (2) 「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。
- (3) 本文中の「平成__年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日以後2年を経過する年を記載します。ただし、確約書の提出日において既に租税特別措置法施行令第20条の2第23項に規定する所轄税務署長の承認を受けて当該税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、その認定した日の属する年を記載してください。
- (4) 本文中の※欄については、下表を参考にして該当事項を記載してください。
- (5) 本文中の〔 〕欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。

(参考) 租税特別措置法第31条の2第2項各号の買取り時期別一覧表

適用条文の内容	買 取 り の 年 月 日		
	平成19年1月1日 ～ 平成19年4月30日	平成19年5月1日 ～ 平成21年4月30日	平成21年5月1日 以後
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第11号	第12号	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (大都市圏域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の規定及び関係許可を受けた者に対する譲渡)	第12号	第13号	—
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第13号	第14号	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号	第15号	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の造成を行う者に対する譲渡)	第15号	第16号	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (既築地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第16号	第17号	第16号

一団の宅地等の用に供する旨の確約書

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する特定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを、租税特別措置法施行規則第13条の3第8項の規定により、土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。

2 記載要領等

- (1) 「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。
- (2) 「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。
- (3) 本文中の「平成__年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日以後2年を経過する年を記載します。ただし、確約書の提出日において既に租税特別措置法施行令第20条の2第23項に規定する所轄税務署長の承認を受けて当該税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、その認定した日の属する年を記載してください。
- (4) 本文中の※欄については、下表を参考にして該当事項を記載してください。
- (5) 本文中の〔 〕欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。

(参考) 租税特別措置法第31条の2第2項各号の買取り時期別一覧表

適用条文の内容	買 取 り の 年 月 日					
	平成19年1月1日 ～ 平成19年4月30日	平成19年5月1日 ～ 平成21年4月30日	平成21年5月1日 ～ 平成23年4月30日	平成23年5月1日 ～ 平成25年4月30日	平成25年5月1日 ～ 平成27年4月30日	平成27年5月1日 以後
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第7号	第8号	第9号	第10号	第11号	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (大都市圏域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の規定及び関係許可を受けた者に対する譲渡)	第8号	第9号	第10号	第11号	第12号	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第9号	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号	第15号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の造成を行う者に対する譲渡)	第11号	第12号	第13号	第14号	第15号	第16号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (既築地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第12号	第13号	第14号	第15号	第16号	第17号

優良住宅地造成等事業に係る確約書

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法施行規則第13条の3第1項に規定する国土交通大臣の証する書類の写し、検査済証の写し又は都道府県知事の証する書類の写しの提出に代えて土地等の買取りをした者が、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（以下「事業所等」といいます。）の所轄税務署長に上記の書類の写しを提出することを約する場合に使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書の写し（事業所等の所轄税務署の受付日付印のあるものに限ります。）を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書の写しを納税地の所轄税務署長へ提出する必要があります。

2 記載要領等

本文中の※欄は、下表を参照のうえ※1及び※3については該当する文字等を記載し、※2及び※4については該当箇所を○で囲んでください。

※1			※2	※3	※4
譲渡年月日					
平成19年1月1日 ～ 平成19年9月27日	平成19年9月28日 ～ 平成21年3月31日	平成21年4月1日 以降			
第12号	第13号	—	一団の宅地の造成	ロ	国土交通大臣の証する 書類の写し
第14号	第15号	第14号		ホ	検査済証の写し
				ハ(2)	都道府県知事の証する 書類の写し
第15号	第16号	第15号	一団の住宅の建設 中高層の防火共同 住宅の建設	ハ	検査済証の写し

優良住宅地造成等事業に係る確約書

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法施行規則第13条の3第1項に規定する国土交通大臣の証する書類の写し、検査済証の写し又は都道府県知事の証する書類の写しの提出に代えて土地等の買取りをした者が、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（以下「事業所等」といいます。）の所轄税務署長に上記の書類の写しを提出することを約する場合に使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書の写し（事業所等の所轄税務署の受付日付印のあるものに限ります。）を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書の写しを納税地の所轄税務署長へ提出する必要があります。

2 記載要領等

本文中の※欄は、下表を参照のうえ※1及び※3については該当する文字等を記載し、※2及び※4については該当箇所を○で囲んでください。

※1						※2	※3	※4
譲渡年月日								
平成19年1月1日 ～ 平成19年9月27日	平成19年9月28日 ～ 平成21年3月31日	平成21年4月1日 ～ 平成22年3月31日	平成22年4月1日 ～ 平成23年3月31日	平成23年4月1日 ～ 平成24年3月31日	平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日			
第8号	第9号	第10号	第11号	第12号	第13号	一団の宅地の造成	ロ	国土交通大臣の証する書類の写し
							ホ	検査済証の写し
第10号	第11号	第12号	第13号	第14号	第15号		ハ(2)	都道府県知事の証する書類の写し
第11号	第12号	第13号	第14号	第15号	第16号	一団の住宅の建設 中高層の防火共同住宅の建設	ハ	検査済証の写し

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※1に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※1〕

	承認した年月日	
	平成15年1月1日 ～ 平成15年3月31日	平成15年4月1日 ～ 平成15年6月30日
「附第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される地地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第21項	第22項

〔※2〕

	承認した年月日				
	平成15年1月1日 ～ 平成15年3月31日	平成15年4月1日 ～ 平成15年6月30日	平成15年7月1日 ～ 平成15年9月30日	平成15年10月1日 ～ 平成15年12月31日	平成16年1月1日 ～ 平成16年3月31日
「附税務部長が認定した当初認定（1）」の条項	第17項	第18項	第19項	第20項	第21項

2 記載要領等

- (1) 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- (2) 「やむを得ない事情等」欄の「2 上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- (3) ※印の箇所については、上記1の※1及び※2をご確認の上、該当条項を記載してください。
- (4) その他お分かりにならない点につきましては、税務署におたずねください。

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※1に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※1〕

	承認した年月日					
	平成15年1月1日 ～ 平成15年3月31日	平成15年4月1日 ～ 平成15年6月30日	平成15年7月1日 ～ 平成15年9月30日	平成15年10月1日 ～ 平成15年12月31日	平成16年1月1日 ～ 平成16年3月31日	平成16年4月1日 ～ 平成16年6月30日
「附第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される地地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第15項	第16項	第17項	第18項	第19項	第20項

〔※2〕

	承認した年月日					
	平成15年1月1日 ～ 平成15年3月31日	平成15年4月1日 ～ 平成15年6月30日	平成15年7月1日 ～ 平成15年9月30日	平成15年10月1日 ～ 平成15年12月31日	平成16年1月1日 ～ 平成16年3月31日	平成16年4月1日 ～ 平成16年6月30日
「附税務部長が認定した当初認定（1）」の条項	第10項	第11項	第12項	第13項	第14項	第15項

2 記載要領等

- (1) 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- (2) 「やむを得ない事情等」欄の「2 上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- (3) ※印の箇所については、上記1の※1及び※2をご確認の上、該当条項を記載してください。
- (4) その他お分かりにならない点につきましては、税務署におたずねください。

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第31の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当していた土地等の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の3第13項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出をするために使用するものです。

○ 租税特別措置法第31条の2第2項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日						
	平成17年1月1日 ～ 平成17年12月31日	平成18年1月1日 ～ 平成18年12月31日	平成19年1月1日 ～ 平成19年12月31日	平成20年1月1日 ～ 平成20年12月31日	平成21年1月1日 ～ 平成21年12月31日	平成22年1月1日 ～ 平成22年12月31日	平成23年1月1日 ～ 平成23年12月31日
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 （一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第7号	第8号	第9号	第10号	第11号	第12号	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 （大都市圏における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の規定及び関係許可を受けた者に対する譲渡）	第8号	第9号	第10号	第11号	第12号	第13号	—
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 （関係許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第9号	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 （関係許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号	第15号	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 （一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の造成を行う者に対する譲渡）	—	第12号	第13号	第14号	第15号	第16号	第16号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 （優良地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の造成を行う者に対する譲渡）	—	—	—	第16号	第17号	第17号	第16号

2 記載要領等

- (1) 「届出者」欄の「(旧住所)」及び「(旧姓)」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。
- (2) 文面中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第31の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当していた土地等の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の3第13項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出をするために使用するものです。

○ 租税特別措置法第31条の2第2項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日						
	平成17年1月1日 ～ 平成17年12月31日	平成18年1月1日 ～ 平成18年12月31日	平成19年1月1日 ～ 平成19年12月31日	平成20年1月1日 ～ 平成20年12月31日	平成21年1月1日 ～ 平成21年12月31日	平成22年1月1日 ～ 平成22年12月31日	平成23年1月1日 ～ 平成23年12月31日
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 （一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第7号	第8号	第9号	第10号	第11号	第12号	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 （大都市圏における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の規定及び関係許可を受けた者に対する譲渡）	第8号	第9号	第10号	第11号	第12号	第13号	—
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 （関係許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第9号	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 （関係許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号	第15号	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 （一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の造成を行う者に対する譲渡）	第11号	第12号	第13号	第14号	第15号	第16号	第16号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 （優良地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の造成を行う者に対する譲渡）	第12号	第13号	第14号	第15号	第16号	第17号	第16号

2 記載要領等

- (1) 「届出者」欄の「(旧住所)」及び「(旧姓)」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。
- (2) 文面中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

平成__年分の所得税の確定申告書付表

(上場株式等に係る
譲渡損失の損益通
算及び繰越控除用)

住所 又は 事業所 等所在地	フリガナ 氏 名
-------------------------	-------------

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の分離課税を適用した上場株式等に係る所得金額（以下「分離課税所得金額」といいます。）の計算上控除（損益通算）するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税所得金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

- 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

- 1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税所得金額の計算
(赤字の金額は、△を付けないで書きます。2面のものでした。)
- 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「③上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税所得金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「未公開分」及び「上場分」の⑥の金額の合計額）	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場分」の⑦の金額）	②	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①の金額と②の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③	

(2) 本年分の損益通算前の分離課税所得金額

種目・所得の生ずる場所	配当等の収入金額（税込）	負債の利子
	円	円
合 計 額	④	⑤
本年分の損益通算前の分離課税所得金額 (④-⑤)	⑥	

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税所得金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③-⑥) (⑥の金額が③の金額の場合には0と書いてください。) (②の記載がない場合には、③の金額を移記してください。)	⑦	△を付けて、申告書第3表⑨へ 円
本年分の損益通算後の分離課税所得金額 (⑥-⑦) (⑦の金額が⑥の金額の場合には0と書いてください。) (①の記載がない場合には、⑥の金額を移記してください。)	⑧	申告書第3表⑨へ

(平成21年分以降用)

H21.11

平成__年分の所得税の確定申告書付表

(上場株式等に係る
譲渡損失の繰越用)

住所 又は 事業所 等所在地	フリガナ 氏 名
-------------------------	-------------

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例）の規定の適用を受ける方が、3年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除するため、又は翌年以後に繰り越すために使用するものです。

- 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

- 1 本年分の特定譲渡損失の金額の計算 (赤字の金額は、△を付けないで書きます。下の2も同じです。)
- 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「③上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「未公開分」及び「上場分」の⑥の金額の合計額）	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場分」の⑦の金額）	②	
特定譲渡損失の金額 （①の金額と②の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③	

2 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分 (※1)	前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額 (※2)	本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額 (※3)	本年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額 (④-⑥)
本年の3年前分 (平成__年分)	前年分の付表の④の金額 円		円
本年の2年前分 (平成__年分)	前年分の付表の④の金額		④ 円
本年の前年分 (平成__年分)	前年分の付表の④の金額		⑤
翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額 (④+⑤+⑥)			⑥ 申告書第3表⑨へ(※4)

- ※1 平成20年分の申告では、「本年の3年前分」は平成17年分、「本年の2年前分」は平成18年分、「本年の前年分」は平成19年分になります（平成16年分以前に生じた株式等に係る譲渡損失の金額を平成20年分から控除することはできません。）。
 ※2 平成20年分の申告では、平成19年分の申告の「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の繰越用）」の④の金額を移記します。
 ※3 ③（本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額）は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①の金額を控除として、②（前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額）のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。
 ※4 平成20年分の申告では、平成17年に生じた株式等に係る譲渡損失の金額のうち、平成20年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額を、平成21年以後に繰り越して株式等に係る譲渡所得等の金額から控除することとはできません。

- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

(平成15年分以降用)

H20.11

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

2 面 (確定申告書付表)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の 生じた年分 (※1)	前年から繰り越された 上場株式等に係る譲渡 損失の金額(※2)	本年分で差し引く上場株式等に係る 譲渡損失の金額(※3)	本年分で差し引くことのでき なかった上場株式等に係る譲 渡損失の金額
本年の 3年前分 (平成__年分)	①(前年分の①の金額) 円	②(株式等に係る譲渡所得等の金額のうち差し引く部分) ③(分離課税所得金額から差し引く部分)	
本年の 2年前分 (平成__年分)	④(前年分の①の金額)	④(株式等に係る譲渡所得等の金額のうち差し引く部分) ⑤(分離課税所得金額から差し引く部分)	⑦(⑥-④-⑤) 円
本年の 前年分 (平成__年分)	⑥(前年分の①の金額)	⑥(株式等に係る譲渡所得等の金額のうち差し引く部分) ⑦(分離課税所得金額から差し引く部分)	⑧(⑥-⑥-⑦)
本年分で分離課税配当所得金額から 差し引く上場株式等に係る譲渡 損失の金額の合計額(⑧+⑨+⑩)	⑨	申告書第三表⑧へ	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑧+⑨+⑩)			⑩ 申告書第三表⑧へ(※4) 円

※1 平成21年分の申告では、「本年の3年前分」は平成18年分、「本年の2年前分」は平成19年分、「本年の前年分」は平成20年分になります(平成17年分以前に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を平成21年分から控除することはできません。)

※2 平成21年分の申告では、平成20年分の申告の「所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の繰越用)」の各欄の金額を移記します。

※3 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑧の金額(赤字の場合には、0とみなします。)及び「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」の合計額を限度として、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得金額から控除します。

※4 平成18年に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、平成21年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、平成22年分以後に繰り越して控除することはできません。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額の計算

○ 「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した 後の本年分の分離課税配当所得金額(※)	⑪	申告書第三表⑧へ 円
---	---	------------

※ ⑪欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑧欄の金額が同⑪欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

(新規)

平成 年分の所得税の確定申告書付表 (特定投資株式に係る
譲渡損失の繰越控除適用)

住所 又は 事業所 等住所 所在地	フリガナ 氏名
-------------------------------	------------

この付表は、租税特別措置法第37条の13の2第4項に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）に係る譲渡損失の繰越控除の特例の適用を受ける方が、3年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除するため、又は翌年以後に繰り越すために使用するものです。

- 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の作成をしてください。

1 本年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額（以下「分離課税配当所得金額」といいます。）の計算
（赤字の金額は、△を付けないで書きます。2面の2も同じです。）

- 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が赤字の場合又は「②特定投資株式に係る損失の金額」及び「③上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、①及び②の記載はしません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額」がない場合には、③の記載はしません。

(1) 特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の「未公開分」及び「上場分」の①の金額の合計額）	①	円
特定投資株式の譲渡による損失の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」①面の②の金額）	②	
特定投資株式の譲渡による損失の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」①面の③の金額）	③	
特定投資株式に係る譲渡損失の金額 （損失の金額がない場合には0と書いてください。） （②+③）	④	
上場株式等に係る譲渡損失の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」①面の④の金額）	⑤	

(2) 本年分の特定投資株式に係る譲渡損失の金額及び損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

本年分の特定投資株式に係る譲渡損失の金額 （④の場合には0、④>⑤の場合は④と①-⑤の金額のうちいずれか少ない方の金額）	⑥	円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （⑤&⑥の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	⑦	

(3) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額

項目・所得の生ずる場所	配当等の収入金額（税込）	負債の利子
	円	円
合 計 額	⑧ 申告書第三表へ	⑨
本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額 （⑧-⑨）		⑩

(平成21年分以降用)

H21.11

平成 年分の所得税の確定申告書付表 (特定投資株式に係る
譲渡損失の繰越控除適用)

住所 又は 事業所 等住所 所在地	フリガナ 氏名
-------------------------------	------------

この付表は、租税特別措置法第37条の13の2第4項に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）に係る譲渡損失の繰越控除の特例の適用を受ける方が、3年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除するため、又は翌年以後に繰り越すために使用するものです。

- 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の作成をしてください。

1 本年分の特定譲渡損失の金額の計算（赤字の金額は、△を付けないで書きます。2面2も同じです。）

- 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が赤字の場合には、この欄の記載はしません。

株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の「未公開分」及び「上場分」の①の金額の合計額）	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」①面の②の金額）	②	
特定投資株式の譲渡による損失の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」①面の③の金額）	③	
特定投資株式の譲渡による損失の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」①面の④の金額）	④	
特定譲渡損失の金額 （①の金額と②+③+④の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	⑤	

2 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分（※1）	⑥ 同年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額（※2）	⑦ 本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額（※3）	本年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額（⑥-⑦）
本年の3年前分 （平成 年分）	（※2分の⑥の金額） 円		
本年の2年前分 （平成 年分）	（※2分の⑥の金額）		円
本年の前年分 （平成 年分）	（※2分の⑥の金額）		⑧
翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額 （⑥+⑦+⑧）			申告書第三表へ（※4）

※1 平成20年分の申告では、「本年の3年前分」は平成17年分、「本年の2年前分」は平成18年分、「本年の前年分」は平成19年分になります。（平成16年分以前に生じた株式等に係る譲渡損失の金額を平成20年分から控除することはできません。）

※2 平成20年分の申告では、平成19年分の申告の「附属の譲渡所得申告書（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除）」の①の金額の金額を控除します。

※3 ⑥「本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額」は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の「未公開分」の①の金額を限度として、「上場分」の①の金額を限度として、⑥（繰越から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額）のうち、繰越から繰り越された金額から繰越控除します。

※4 平成20年分の申告では、平成17年に生じた株式等に係る譲渡損失の金額のうち、平成20年分まで差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額を、平成21年以後に繰り越して株式等に係る譲渡所得等の金額から控除することはできません。

- 特例の内容又は記載方法については、税務署におたずねください。

(平成19年分以降用)
H19.11

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

2 面

(4) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る繰越損失の金額又は分離課税配当所得金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る繰越損失の金額 (⑦-⑧) (⑦の金額と⑧の金額の両方とも0と記載してください。) (⑦の記載がない場合には、⑧の金額を記載してください。)	⑨	△をつけて、申告書第三表⑨へ
本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額 (⑩-⑪) (⑩の金額と⑪の金額の両方とも0と記載してください。) (⑩の記載がない場合には、⑪の金額を記載してください。)	⑩	申告書第三表⑩へ

2 翌年以後に繰り越される株式等に係る繰越損失の金額の計算

繰越損失の 生じた年分	前年から繰り越された 株式等に係る繰越損失 の金額	本年分で差し引く株式等に係る 繰越損失の金額 (※)	本年分で差し引くことので きなかった株式等に 係る繰越損失の金額
本年の 3年前分 (平成__年分)	⑫ (特定投資株式に係る金額) 円 ⑬ (上場株式等に係る金額)	⑭ (株式等に係る繰越損失等の金額から差し引く部分) 円 ⑮ (株式等に係る繰越損失等の金額から差し引く部分) ⑯ (分離課税配当所得金額から差し引く部分)	
本年の 2年前分 (平成__年分)	⑫ (特定投資株式に係る金額) ⑬ (上場株式等に係る金額)	⑭ (株式等に係る繰越損失等の金額から差し引く部分) ⑮ (株式等に係る繰越損失等の金額から差し引く部分) ⑯ (分離課税配当所得金額から差し引く部分)	⑪ (⑧ - ⑭) 円 ⑫ (⑧ - ⑮ - ⑯)
本年の 前年分 (平成__年分)	⑫ (特定投資株式に係る金額) ⑬ (上場株式等に係る金額)	⑭ (株式等に係る繰越損失等の金額から差し引く部分) ⑮ (株式等に係る繰越損失等の金額から差し引く部分) ⑯ (分離課税配当所得金額から差し引く部分)	⑪ (⑧ - ⑭) ⑫ (⑧ - ⑮ - ⑯)
本年分で分離課税配当所得金額から差 引く上場株式等に係る繰越損失の金額 の合計額 (⑬ + ⑬ + ⑬)		⑬ 申告書第三表⑬へ	
翌年以後に繰り越される株式等に係る繰越損失の金額 (⑬ + ⑬ + ⑬ + ⑬ + ⑬ + ⑬)		⑬	申告書第三表⑬へ 円

※ 「本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額」は、「前年から繰り越された株式等に係る繰越損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除し、同一の年に「特定投資株式に係る金額」と「上場株式等に係る金額」がある場合には、「特定投資株式に係る金額」から先に控除します。

また、「本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額」は、同一年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る繰越損失の金額」内においては、「株式等に係る繰越損失等の金額の計算明細書(特定権利行使株式及び特定投資株式分がある場合)」の「未公開分」の⑬の金額(赤字の場合には、0とみなします。)及び「上場分」の⑬の金額(赤字の場合には、0とみなします。)並びに「⑬本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」の合計額を限度として、まず株式等に係る繰越損失等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得金額から控除します。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る繰越損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額の計算

○ 「⑬本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る繰越損失の金額を控除した後の 本年分の分離課税配当所得金額 (※) (⑩-⑬)	⑭	申告書第三表⑭へ 円
---	---	------------

※ ⑭欄の金額を申告書へ記載するに当たって申告書第三表の⑭欄の金額が同⑭欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

(新規)

【平成 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

番 号

この明細書は、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算用として使用するものです。「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記号例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を参考に、取引報告書などに基づいて記載してください。

住 所 (前住所)	フリガナ 氏 名
電話番号 (連絡先)	関与税理士名 (電 話)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

		未公開分	上 場 分
収 入 金 額	譲渡による収入金額 ①	円	円
	そ の 他 の 収 入 ②		
	小 計 (①+②) ③	申告書第三表②へ	申告書第三表②へ
必 要 経 費 は 譲 渡 損 失 に 対 し 控 除 等	取得費（取得価額） ④		
	譲渡のための委託手数料 ⑤		
	小計 (④から⑥までの計) ⑦		
	特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額 (※1) (△を付けないで書いてください) ⑧		
	差 引 金 額 (③-⑦-⑧) ⑨		
	特定投資株式の取得に要した金額の控除 (※2) (△を付けないで書いてください) ⑩		
	所 得 金 額 (⑨-⑩) ⑪ (赤字の場合は申告書第三表②へ) (赤字の場合は申告書第三表②へ) (赤字の場合は申告書第三表②へ)	申告書第三表②へ	赤字の場合は申告書第三表②へ
	本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額 (※3) ⑫	申告書第三表②へ	申告書第三表②へ
	繰越控除後の所得金額 (※4) (⑪-⑫) ⑬	申告書第三表②へ	申告書第三表②へ

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

※1 「特定管理株式等」とは、損税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式及び特定保有株式をいいます。

※2 ⑧の金額は、「特定（新規）中小企業が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑧の金額を限度として控除します。

※3 ⑩の金額は、④の金額が0又は赤字の場合には記載しません。本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損税控除及び繰越損失の2の⑩）（⑪及び⑫の欄の金額の合計額を、「未公開分」、「上場分」の順に、⑩の金額を限度として控除します。

※4 ⑬の金額は、⑪の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑩の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の金額が⑩の金額から控除されなければならない場合には、税務署におたずねください。

記載欄

(平成21年分以降用)

上場分の⑩欄が赤字の場合、譲渡損失の損税控除及び繰越損失の控除の特例の適用を受ける方は、「所得税の確定申告書付表」も記載してください。

【平成 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

番 号

この明細書は、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算用として使用するものです。「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記号例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を参考に、取引報告書などに基づいて記載してください。

住 所 (前住所)	フリガナ 氏 名
電話番号 (連絡先)	関与税理士名 (電 話)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

		未公開分	上 場 分
収 入 金 額	譲渡による収入金額 ①	円	
	その他の収入 ②		
	小 計 (①+②) ③	申告書第三表②へ	申告書第三表②へ
必要経費は譲渡損失の控除等	取得費（取得価額） ④		
	譲渡のための委託手数料 ⑤		
	小計 (④から⑥までの計) ⑦		
特定管理株式のみなし 繰越損失の金額 (△を付けないで書いてください。)			
差引金額 (③-⑦-⑧) ⑨			
特定投資株式の取得に 要した金額の控除 (※1) (△を付けないで書いてください。)			
所得金額 (⑨-⑩) ⑪ (赤字の場合は0と書いてください。)		申告書第三表②へ	申告書第三表②へ
本年分で差し引く株式等 に係る繰越損失の金額 (※2)		申告書第三表③へ	申告書第三表③へ
繰越控除後の所得金額 (※3) (⑪-⑫) ⑬		申告書第三表④へ	申告書第三表④へ

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

※1 ⑧の金額は、「特定（新規）中小企業が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑧の金額を限度として控除します。

※2 ⑧の金額は、④の金額が0の場合には記載しません。本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損税控除及び繰越損失の2の⑩）の合計額を、「未公開分」、「上場分」の順に、⑩の金額を限度として控除します。

※3 ⑩の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の金額が⑩の金額から控除されなければならない場合には、税務署におたずねください。

記載欄

(平成18年分以降用)

上場分の⑩欄が赤字の場合、譲渡損失の損税控除の特例の適用を受ける方は、「所得税の確定申告書付表」も記載してください。

2 面 (注)功配

2 「上場株式等の取得費の特例」の適用を受ける上場株式等の明細

譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先 (金融商品 取引業者等) の所在地・名称等	譲渡による 収入金額	取得 年月日	特例を 適用した 取得費の 金額	その譲渡直前の 株式等の所有状況	
							① その株式 等の全所 有株式数	② うち、平成 13年10月1日 以後に取得 した株式数
..		株(口)		円	..	円	株(口)	株(口)
..					(..)			
..					(..)			
..					(..)			
..					(..)			
..					(..)			

【参考】 その他の譲渡した主な株式等の明細

区分	譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得年月日
未公開分 上場分	..		株(口)		円	.. (..)
未公開分 上場分	..					.. (..)
未公開分 上場分	..					.. (..)
未公開分 上場分	..					.. (..)
未公開分 上場分	..					.. (..)
未公開分 上場分	..					.. (..)

※ 「区分」欄は、未公開株式等については「未公開分」、上場株式等については「上場分」のいずれか当てはまるものを○で記入してください。

2 面

2 「上場株式等の取得費の特例」の適用を受ける上場株式等の明細

譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先 (金融商品 取引業者等) の所在地・名称等	譲渡による 収入金額	取得 年月日	特例を 適用した 取得費の 金額	その譲渡直前の 株式等の所有状況	
							① その株式 等の全所 有株式数	② うち、平成 13年10月1日 以後に取得 した株式数
..		株(口)		円	..	円	株(口)	株(口)
..					(..)			
..					(..)			
..					(..)			
..					(..)			
..					(..)			

【参考】 その他の譲渡した主な株式等の明細

区分	譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得年月日
未公開分 上場分	..		株(口)		円	.. (..)
未公開分 上場分	..					.. (..)
未公開分 上場分	..					.. (..)
未公開分 上場分	..					.. (..)
未公開分 上場分	..					.. (..)
未公開分 上場分	..					.. (..)

※ 「区分」欄は、未公開株式等については「未公開分」、上場株式等については「上場分」のいずれか当てはまるものを○で記入してください。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)

【平成 年分】

番 号

この明細書は、租税特別措置法第29条の2に規定する特定権利行使株式（いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式）又は租税特別措置法第37条の13の2及び平成20年改正租税特別措置法第37条の13の3に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル投資の対象となる株式）を譲渡した方が使用するものです。

住 所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	()
電話番号 (連絡先)	税 務 署	関与税理士名 (電 話)	()

1 所得金額の計算

(単位：円)

	未 公 開 分	内、特定権利行使株式分	内、特定投資株式分	上 場 分	内、特定権利行使株式分	内、公開等特定株式分
収入金額						
譲渡による収入金額 ①						
その他の収入 ②						
小計 ①+② ③	申告書第三表③へ			申告書第三表③へ		
取得費 ④						
譲渡のための委託手数料 ⑤						
小計 ④+⑤ ⑥						
特定権利行使株式のみなしに譲渡損失の金額(※1)を付けないで書いてください。						
差引金額 ③-⑥-⑦ ⑧						
特定投資株式の取得に要した金額の控除(※2)後(※3)の金額(※4)を付けないで書いてください。						
所得金額 ⑧-⑨-⑩ ⑪	申告書第三表⑪へ					
公開等特定株式の計算(※5)に要する金額(※6)を付けないで書いてください。						
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額(※7) ⑫	申告書第三表⑫へ			申告書第三表⑫へ		
繰越控除後の所得金額(※8) ⑬	申告書第三表⑬へ			申告書第三表⑬へ		

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

※1 「特定権利行使株式」とは、租税特別措置法第29条の2第1項に規定する特定権利行使株式及び特定投資株式をいいます。

※2 控除の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の中間額」で計算した金額に基づき、「上場分」「公開等特定株式分」とそれ以外の金額がある場合には、先に「公開等特定株式分」から控除します。また、「未公開分」の順に、控除の金額を限度として控除します。また、控除の金額が⑧の金額より小さい場合には、⑧の金額を限度として控除します。

※3 控除の金額は、⑧の金額が⑩の金額に達しない場合には、⑩の金額を限度として控除してください。

※4 控除の金額は、⑧の金額が⑩の金額に達しない場合には、⑩の金額を限度として控除してください。

※5 本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る繰越損失の繰越額）」の2の第①、②、③、④及び⑤の欄の金額を、「未公開分」「上場分」「公開等特定株式分」の順に控除します。また、①の金額が⑩の金額に達しない場合には、⑩の金額を限度として控除します。

※6 控除の金額は、⑧の金額が⑩の金額に達しない場合には、⑩の金額を限度として控除してください。また、①の金額が⑩の金額に達しない場合には、⑩の金額を限度として控除してください。

控除額

(平成21年分以降適用)

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)

【平成 年分】

番 号

この明細書は、租税特別措置法第29条の2に規定する特定権利行使株式（いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式）又は租税特別措置法第37条の13の2及び平成20年改正租税特別措置法第37条の13の3に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル投資の対象となる株式）を譲渡した方が使用するものです。

住 所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	()
電話番号 (連絡先)	税 務 署	関与税理士名 (電 話)	()

1 所得金額の計算

(単位：円)

	未 公 開 分	内、特定権利行使株式分	内、特定投資株式分	上 場 分	内、特定権利行使株式分	内、公開等特定株式分
収入金額						
譲渡による収入金額 ①						
その他の収入 ②						
小計 ①+② ③	申告書第三表③へ			申告書第三表③へ		
取得費 ④						
譲渡のための委託手数料 ⑤						
小計 ④+⑤ ⑥						
特定権利行使株式のみなしに譲渡損失の金額(※1)を付けないで書いてください。						
差引金額 ③-⑥-⑦ ⑧						
特定投資株式の取得に要した金額の控除(※2)後(※3)の金額(※4)を付けないで書いてください。						
所得金額 ⑧-⑨-⑩ ⑪	申告書第三表⑪へ					
公開等特定株式の計算(※5)に要する金額(※6)を付けないで書いてください。						
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額(※7) ⑫	申告書第三表⑫へ			申告書第三表⑫へ		
繰越控除後の所得金額(※8) ⑬	申告書第三表⑬へ			申告書第三表⑬へ		

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

※1 控除の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の中間額」で計算した金額に基づき、「上場分」「公開等特定株式分」とそれ以外の金額がある場合には、先に「公開等特定株式分」から控除します。また、「未公開分」の順に、控除の金額を限度として控除します。また、控除の金額が⑧の金額より小さい場合には、⑧の金額を限度として控除します。

※2 控除の金額は、⑧の金額が⑩の金額に達しない場合には、⑩の金額を限度として控除してください。

※3 本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る繰越損失の繰越額）」の2の第①、②、③、④及び⑤の欄の金額を、「未公開分」「上場分」「公開等特定株式分」の順に控除します。また、①の金額が⑩の金額に達しない場合には、⑩の金額を限度として控除します。

※4 控除の金額は、⑧の金額が⑩の金額に達しない場合には、⑩の金額を限度として控除してください。また、①の金額が⑩の金額に達しない場合には、⑩の金額を限度として控除してください。

控除額

(平成20年分以降適用)

2 面

2 「上場株式等の取得費の特例」の適用を受ける上場株式等の明細

譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の名称	譲渡による収入金額	取得年月日	特例適用した取得費	その譲渡直前の株式等の所有状況 (⑤)その株式の所有状況 (⑥)うち、平成13年10月1日以後に取得した株式数
・		株(口)		円	(・)	円	株(口)
・					(・)		
・					(・)		
・					(・)		
・					(・)		

3 特定投資株式の価値喪失の金額の計算

① 特定株数	② 1株当たりの取得費	③ 特定投資株式の価値喪失の金額(①×②)
株	円	円

①及び②は、「株式の異動明細書」の「異動事由」欄の清算終了等の直前の特定株数と、そのときにおける1株当たりの取得費を記載してください。

4 公開等特定株式に該当する株式数の計算

【譲渡の日： 年 月 日】

① 譲渡の時の直前の特定株数	株
② 平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数	株
③ 公開等特定株式に該当する株式数(①又は②のいずれか少ない株式数)	株

①「譲渡の時の直前の特定株数」は、譲渡の時の直前における「株式の異動明細書」の「②特定株数」欄の株式数を記載してください。
 ②「平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数」は、既に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受けた株式数を除きます。
 ③「公開等特定株式に該当する株式について、譲渡した株式数が③の株式数を上回る場合には、③の株式数が公開等特定株式に該当する株式数の上限となりますので、1面「上場分」の「内、公開等特定株式分」には、③の株式数に相当する金額のみ記載してください。

5 公開等特定株式に係る所得金額の計算

「1 所得金額の計算」①欄(所得金額)が④より⑤の場合	(⑤ - (④ ÷ 2))	「1 所得金額の計算」③欄へ
「1 所得金額の計算」①欄(所得金額)が④より⑤の場合	(④ ÷ 2)	「1 所得金額の計算」③欄へ

【参考】その他の譲渡した主な株式等の明細 (上記2,3及び4に記載した株式等以外の株式について記載してください)

区分	譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の名称	譲渡による収入金額	取得年月日
未公開分	・		株(口)		円	(・)
上場分	・					(・)
未公開分	・					(・)
上場分	・					(・)
未公開分	・					(・)
上場分	・					(・)

※ 特定権利行使株式に係る譲渡の契約等があった場合のみ譲渡課税が行われたときは、次の事由を、この欄に()書きで記載してください。
 (予定) 受益権譲渡の契約、受益権譲渡の終了、受益権の解約、管理委託の終了、管理委託の解約、管理委託の特約、譲与、相続、遺贈、相続、遺贈

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署におたずねください。

2 面

2 「上場株式等の取得費の特例」の適用を受ける上場株式等の明細

譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の名称	譲渡による収入金額	取得年月日	特例適用した取得費	その譲渡直前の株式等の所有状況 (⑤)その株式の所有状況 (⑥)うち、平成13年10月1日以後に取得した株式数
・		株(口)		円	(・)	円	株(口)
・					(・)		
・					(・)		
・					(・)		
・					(・)		

3 特定投資株式の価値喪失の金額の計算

① 特定株数	② 1株当たりの取得費	③ 特定投資株式の価値喪失の金額(①×②)
株	円	円

①及び②は、「株式の異動明細書」の「異動事由」欄の清算終了等の直前の特定株数と、そのときにおける1株当たりの取得費を記載してください。

4 公開等特定株式に該当する株式数の計算

【譲渡の日： 年 月 日】

① 譲渡の時の直前の特定株数	株
② 平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数	株
③ 公開等特定株式に該当する株式数(①又は②のいずれか少ない株式数)	株

①「譲渡の時の直前の特定株数」は、譲渡の時の直前における「株式の異動明細書」の「②特定株数」欄の株式数を記載してください。
 ②「平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数」は、既に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受けた株式数を除きます。
 ③「公開等特定株式に該当する株式について、譲渡した株式数が③の株式数を上回る場合には、③の株式数が公開等特定株式に該当する株式数の上限となりますので、1面「上場分」の「内、公開等特定株式分」には、③の株式数に相当する金額のみ記載してください。

5 公開等特定株式に係る所得金額の計算

「1 所得金額の計算」①欄(所得金額)が④より⑤の場合	(⑤ - (④ ÷ 2))	「1 所得金額の計算」③欄へ
「1 所得金額の計算」①欄(所得金額)が④より⑤の場合	(④ ÷ 2)	「1 所得金額の計算」③欄へ

【参考】その他の譲渡した主な株式等の明細 (上記2,3及び4に記載した株式等以外の株式について記載してください)

区分	譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の名称	譲渡による収入金額	取得年月日
未公開分	・		株(口)		円	(・)
上場分	・					(・)
未公開分	・					(・)
上場分	・					(・)
未公開分	・					(・)
上場分	・					(・)

※ 特定権利行使株式に係る譲渡の契約等があった場合のみ譲渡課税が行われたときは、次の事由を、この欄に()書きで記載してください。
 (予定) 受益権譲渡の契約、受益権譲渡の終了、受益権の解約、管理委託の終了、管理委託の解約、管理委託の特約、譲与、相続、遺贈、相続、遺贈

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署におたずねください。

1 面

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【平成 年分】

(国内事業管理法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった場合又は譲渡した場合)

番 号

この明細書は、国内に恒久的施設を有する非居住者の方が、租税特別措置法第37条の14の2に規定する国内事業管理法人株式の全部又は一部を、(1) 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった場合又は(2) 譲渡した場合に使用するものです。

納税地	居所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください)	フリガナ氏名
電話番号 (通称先)	種 業 (屋 号) ()	関与税理士名 (姓 名) ()

1 所得金額の計算

	未 公 開 分	上 場 分
収入金額		
譲渡による収入金額 ①		
譲渡があったものとみなされる金額(※1) ②		
その他の収入 ③		
小 計 (①から③までの計) ④	申告書第三表④へ	申告書第三表④へ
取得費 (取得価額) ⑤		
譲渡のための委託手数料 ⑥		
⑦		
小 計 (⑤から⑦までの計) ⑧		
特定管理株式のみならず譲渡損失の金額(※3) (※2を引いてください) ⑨		
差引金額(④-⑧-⑨) ⑩		
特定管理株式の取得に要した金額の控除(※2) (※1が0の場合は0と書いてください) ⑪		
所得金額(⑩-⑪) (※1が0の場合は0と書いてください) ⑫	申告書第三表⑫へ	申告書第三表⑫へ
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額(※4) ⑬	申告書第三表⑬へ	申告書第三表⑬へ
繰越控除後の所得金額(※5) (⑫-⑬) ⑭	申告書第三表⑭へ	申告書第三表⑭へ

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合及び国内事業管理法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなったために譲渡があったものとみなされる場合には、「未公開分」に記載します。

- ※1 ②欄には、2面の3の「譲渡があったものとみなされる金額」の合計額を記載します。
 ※2 「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式及び特定管理株式をいいます。
 ※3 ⑨欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。
 ※4 ⑬欄の金額は、⑬欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。
 ※5 ⑭欄の金額は、本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る繰越損失の損益通算及び繰越控除用)」の2の②、③及び④の欄の金額の合計額を、「未公開分」、「上場分」の順に控除します。
 ※6 ⑭欄の金額は、⑭欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑭欄の金額を申告書へ記載するに当たって申告書第三表の⑭欄の金額が⑭欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

収 入 額

(平成21年分以降用)

H21.11

1 面

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【平成 年分】

(国内事業管理法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった場合又は譲渡した場合)

番 号

この明細書は、国内に恒久的施設を有する非居住者の方が、租税特別措置法第37条の14の2に規定する国内事業管理法人株式の全部又は一部を、(1) 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった場合又は(2) 譲渡した場合に使用するものです。

納税地	居所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください)	フリガナ氏名
電話番号 (通称先)	種 業 (屋 号) ()	関与税理士名 (姓 名) ()

1 所得金額の計算

	未 公 開 分	上 場 分
収入金額		
譲渡による収入金額 ①		
譲渡があったものとみなされる金額(※1) ②		
その他の収入 ③		
小 計 (①から③までの計) ④	申告書第三表④へ	申告書第三表④へ
取得費 (取得価額) ⑤		
譲渡のための委託手数料 ⑥		
⑦		
小 計 (⑤から⑦までの計) ⑧		
特定管理株式のみならず譲渡損失の金額(※3) (※2を引いてください) ⑨		
差引金額(④-⑧-⑨) ⑩		
特定管理株式の取得に要した金額の控除(※2) (※1が0の場合は0と書いてください) ⑪		
所得金額(⑩-⑪) (※1が0の場合は0と書いてください) ⑫	申告書第三表⑫へ	申告書第三表⑫へ
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額(※4) ⑬	申告書第三表⑬へ	申告書第三表⑬へ
繰越控除後の所得金額(※5) (⑫-⑬) ⑭	申告書第三表⑭へ	申告書第三表⑭へ

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合及び国内事業管理法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなったために譲渡があったものとみなされる場合には、「未公開分」に記載します。

- ※1 ②欄には、2面の3の「譲渡があったものとみなされる金額」の合計額を記載します。
 ※2 ⑪欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑪欄の金額を限度として控除します。
 ※3 ⑨欄の金額は、⑨欄の金額が0の場合には記載しません。
 ※4 ⑬欄の金額は、本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表(特定管理株式に係る繰越損失の損益通算及び繰越控除用)」の2の②欄の合計額を、「未公開分」、「上場分」の順に控除します。
 ※5 ⑭欄の金額を申告書へ記載するに当たって申告書第三表の⑭欄の金額が⑭欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

収 入 額

(平成20年分以降用)

H20.11

「損益」の欄が赤字の場合で、繰越損失の繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税の確定申告書付表」も記載してください。

番 号

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる
金額の計算書(平成____年分)【租税特別措置法第41条の5用】

住 居 用 財 産 の 譲 渡 損 失 の 損 益 通 算 及 び 繰 越 控 除 の 対 象 と なる 金 額 の 計 算 書	フリガナ 氏 名
--	-------------

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記帳附)」(国税庁ホームページ「www.nta.go.jp」)からダウンロードできます。なお、税務署にも用意しております。)をご覧ください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

(赤字の金額は、△を付けて書いてください。)

特例の計算の基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額 (「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)」(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除適用)の他の合計欄の金額を書いてください。)	①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(赤字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)	②	
損益通算の特例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①と②の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)	③	
本年分の純損失の金額 (上記③(※1)、申告書B第一表②及び申告書第三表②・③の金額の合計額又は申告書第四表④の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)	④	
本年分が青色申告の場合 不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑤	
本年分が白色申告の場合 変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑥	
居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (③から⑤又は⑥を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)	⑦	
翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額 (③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。ただし、譲渡した土地等の面積が500㎡を超えときは、次の算式で計算した金額を書いてください。)	⑧	

※1 「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)

※2 「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の⑤及び⑥の金額の合計額をいいます。

※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1損失額又は所得金額」の②、③の金額の合計額とします。

(平成15年分以降用)

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

番 号

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる
金額の計算書(平成____年分)【租税特別措置法第41条の5用】

住 居 用 財 産 の 譲 渡 損 失 の 損 益 通 算 及 び 繰 越 控 除 の 対 象 と なる 金 額 の 計 算 書	フリガナ 氏 名
--	-------------

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記帳附)」(国税庁ホームページ「www.nta.go.jp」)からダウンロードできます。なお、税務署にも用意しております。)をご覧ください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

(赤字の金額は、△を付けて書いてください。)

特例の計算の基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額 (「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)」(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除適用)の他の合計欄の金額を書いてください。)	①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(赤字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)	②	
損益通算の特例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①と②の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)	③	
本年分の純損失の金額 (上記③(※1)、申告書B第一表②及び申告書第三表②・③の金額の合計額又は申告書第四表④の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)	④	
本年分が青色申告の場合 不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑤	
本年分が白色申告の場合 変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑥	
居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (③から⑤又は⑥を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)	⑦	
翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額 (③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。ただし、譲渡した土地等の面積が500㎡を超えときは、次の算式で計算した金額を書いてください。)	⑧	

※1 「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)

※2 「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の⑤及び⑥の金額の合計額をいいます。

※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1損失額又は所得金額」の②、③の金額の合計額とします。

(平成15年分以降用)

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

番 号

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる
金額の計算書（平成____年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】

住 所 （又は 寄附者 住所など）	フリガナ	氏 名
----------------------------	------	-----

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例）の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項（特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例）の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。
詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】）からダウンロードできます。
なお、税務署にも用意してあります。）をご覧ください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算
（赤字の金額は、△を付けないで書いてください。）

特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額 （「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（確定申告書付表）（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の①の合計額を記入してください。）	①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 （①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との差額後の金額を記入してください（赤字の場合は0と書きます）。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を記入してください。）	②	
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額 （「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（確定申告書付表）（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の③から②を控除した金額を記入してください。なお、控除した金額が赤字の場合は0と書いてください。）	③	
損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額（特定損失額） （①から③の金額のいずれか少ない金額を記入してください。）	④	
本年分の純損失の金額 （上記④（※1）、申告書B第一表④及び申告書第三表④⑤の金額の合計額又は申告書第四表④⑥の金額を記入してください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。）	⑤	
本年分が青色申告の場合 不動産所得の金額、事業所得の金額（※2）、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額（※3）のうち赤字であるものの合計額 （それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を記入してください。）	⑥	
本年分が白色申告の場合 変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 （それぞれの損失額の合計額を記入してください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。）	⑦	
特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 （④から⑥又は⑦を差し引いた金額（0または0未満の場合は0）を記入してください。）	⑧	
翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額 （⑧の金額と⑤の金額のいずれか少ない方の金額を記入してください。）	⑨	

※1「上記④の金額」は、総合譲渡所得の赤字の金額（特別控除前）又は一時所得の赤字の金額（特別控除後、2分の1前）がある場合は、「上記④の金額」からその赤字の金額を差し引いた金額とします（上記④の金額より、その赤字の金額が多い場合は0とします。）。

※2「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。

※3「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表（損失申告用）の「1 損失額又は所得金額」の③、④の金額の合計額とします。

（平成31年分以降用）

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

番 号

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる
金額の計算書（平成____年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】

住 所 （又は 寄附者 住所など）	フリガナ	氏 名
----------------------------	------	-----

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例）の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項（特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例）の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。
詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】）からダウンロードできます。
なお、税務署にも用意してあります。）をご覧ください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算
（赤字の金額は、△を付けないで書いてください。）

特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額 （「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（確定申告書付表）（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の①の合計額を記入してください。）	①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 （①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との差額後の金額を記入してください（赤字の場合は0と書きます）。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を記入してください。）	②	
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額 （「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（確定申告書付表）（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の③から②を控除した金額を記入してください。なお、控除した金額が赤字の場合は0と書いてください。）	③	
損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額（特定損失額） （①から③の金額のいずれか少ない金額を記入してください。）	④	
本年分の純損失の金額 （上記④（※1）、申告書B第一表④及び申告書第三表④⑤の金額の合計額又は申告書第四表④⑥の金額を記入してください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。）	⑤	
本年分が青色申告の場合 不動産所得の金額、事業所得の金額（※2）、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額（※3）のうち赤字であるものの合計額 （それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を記入してください。）	⑥	
本年分が白色申告の場合 変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 （それぞれの損失額の合計額を記入してください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。）	⑦	
特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 （④から⑥又は⑦を差し引いた金額（0または0未満の場合は0）を記入してください。）	⑧	
翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額 （⑧の金額と⑤の金額のいずれか少ない方の金額を記入してください。）	⑨	

※1「上記④の金額」は、総合譲渡所得の赤字の金額（特別控除前）又は一時所得の赤字の金額（特別控除後、2分の1前）がある場合は、「上記④の金額」からその赤字の金額を差し引いた金額とします（上記④の金額より、その赤字の金額が多い場合は0とします。）。

※2「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。

※3「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表（損失申告用）の「1 損失額又は所得金額」の③、④の金額の合計額とします。

（平成19年分以降用）

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

改正後

改正前

この欄には
貼らないで
ください。

通達日付印の年月日	捺印	番 号
年 月 日		

租税特別措置法第37条の9の5第1項の規定による先行取得土地等の届出書

 税務署長殿 年 月 日提出	届出者	納税地	住所・居所・事業所等（該当するものを○で囲んでください。）		
		上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は書いてください。（TEL - - -）		
		氏名	姓	名	生年月日 大正 昭和 平成
		職 業	種 号	種 号	種 号

私が昨年取得した下記の下記の土地等（先行取得土地等）については、租税特別措置法第37条の9の5第1項の規定の適用に係るものである旨を届出します。

記

1 取得した土地等（先行取得土地等）

種 類			
面 積	m ²	m ²	m ²
所 在 地			
取得年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
取得価額	円	円	円

2 届出者の行う業務の内容

種 類	該当するものを○で囲んでください。 不動産所得を生ずべき業務・事業所得を生ずべき業務・山林所得を生ずべき業務
業務の内容	

3 その他参考となる事項

(1) 先行取得土地等の取得をした日の属する年分の不動産所得、事業所得又は山林所得に係る総収入金額
 (不動産) 円 (事業) 円 (山林) 円

(2) その他

関与税理士	印	電話番号

(文6-94-A4様式) (H21.11)

(新規)

租税特別措置法第37条の9の5第1項の規定による先行取得土地等の届出書

- 1 この届出書は、個人事業者が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した国内にある土地等（先行取得土地等）について、租税特別措置法第37条の9の5第1項（平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例）の規定の適用に係るものである旨を届け出るために使用します。

（注） 租税特別措置法第37条の9の5第1項の規定の適用を受けるためには、取得をした先行取得土地等について届出する必要がある。届出のない先行取得土地等についてはこの規定の適用が受けられないことにご注意ください。

- 2 この届出書は、届け出ようとする先行取得土地等を取得した年の翌年3月15日までに納税地の所轄税務署長に提出してください。

- 3 各欄は次により記載してください。

なお、記載しきれない場合には別紙に記載してください。

- (1) 「種類」については、土地、借地権などと記載してください。
- (2) 「面積」、「所在地」、「取得年月日」及び「取得価額」については、それぞれその土地等の面積、所在地、取得年月日及び取得価額を記載してください。
- (3) 「業務の内容」については、○で囲んだ業務について、その業務の内容をできるだけ具体的に記載してください。
- (4) 「先行取得土地等の取得をした日の属する年分の不動産所得、事業所得又は山林所得に係る総収入金額」の「（不動産）」、「（事業）」及び「（山林）」については、先行取得土地等の取得をした日の属する年分の不動産所得に係る総収入金額、事業所得に係る総収入金額及び山林所得に係る総収入金額をそれぞれ記載してください。

（新規）

送付日付印の年月日	捺印欄	番 号
年 月 日		

恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例に関する届出書

税務署長殿



税務署長殿

____年____月____日提出

届 出 者	住 所 (国内の居所)	()
	フリガナ	
	氏 名	命
	職 業	
	連絡先 電話番号	()

特例適用投資組合契約等について租税特別措置法施行令第26条の31第1項の規定の適用を受けていたので、下記の内容のとおり届出します。

記

1 特例適用投資組合契約等の内容

投資組合の名称	
投資組合の所在地	
特例適用投資組合契約等の要件(注)	1 私は、内国法人の株式又は出資の譲渡の時に、特例適用投資組合契約につき租税特別措置法第41条の21第1項の規定の適用を受けています。 特例適用申告書(及び変更申告書)の提出年月日 ____年 ____月 ____日(____年 ____月 ____日) 2 私は、投資組合契約につき租税特別措置法施行令第26条の31第1項第1号及び第2号に掲げる要件を満たしています。

2 内国法人の発行済株式等の総数等のうちに次のX1及びX2に掲げる者が所有している株式等の数等の占める割合

	内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合		
	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日
(1) 内国法人の特別関係株主等 (X2に掲げる者を除く。)	%	%	%
(2) 内国法人の特別関係株主等 のうち一定の者(注)	%	%	%

[注]「一定の者」とは、特例適用投資組合契約に係る所得税法施行令第26条第4項第3号に掲げる者に該当する者をいいます。

3 譲渡した内国法人の株式又は出資の明細

譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄			
譲渡した内国法人の株式の数 (又は出資の金額)	株 (円)	株 (円)	株 (円)
租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数 (又は出資の金額)	株 (円)	株 (円)	株 (円)

4 その他参考となる事項

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資 5 - 9 5 - A 4 統一) (H21.11)

(新規)

恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例に関する届出書

1 使用目的

この届出書は、国内に恒久的施設を有しない非居住者が、「恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例」(租税特別措置法施行令第26条の31第1項)の適用を受けようとする場合に使用するものです。

この特例は、国内に恒久的施設を有しない非居住者が、特例の適用を受けようとする旨、その者の氏名及び住所その他の一定の事項を記載した届出書を、株式又は出資の譲渡をした日の属する年の翌年3月15日までに、納税地の所轄税務署長に提出している場合に限り適用することになっていますので、次の記載要領を参考としてこの届出書を作成し提出してください。

【注】 投資組合契約(同令第26条の31第1項に規定する投資組合契約をいいます。以下同じです。)

につき特例の適用を受けようとする場合には、この届出書に同項第1号及び第2号に掲げる要件を満たすものであることを証する事項の記載のある投資組合契約の契約書(契約の内容の変更があった場合には変更前後のもの)の写し及びその翻訳文を添付する必要があります。

2 記載要領

(1) 「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約等(租税特別措置法施行令第26条の31第1項に規定する特例適用投資組合契約等をいいます。)によって成立する投資組合(租税特別措置法第41条の21第2項第2号に規定する投資組合をいいます。以下同じです。)の名称を記載してください。

(2) 「投資組合の所在地」欄には、特例適用投資組合契約(同令第26条の30第2項に規定する特例適用投資組合契約をいいます。)によって成立する投資組合の事務所等所在地(租税特別措置法施行規則第19条の12第1項第4号イに規定する事務所等所在地をいいます。)又は投資組合契約によって成立する投資組合の主たる事務所の所在地を記載してください。

(3) 「内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合」欄には、内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額のうちに所得税法施行令第291条第1項第3号ロの内国法人の特殊関係株主等が所有している株式又は出資(これらの者が同条第4項第3号に規定する組合契約に係る同号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限ります。)の数又は金額の占める割合(譲渡年(譲渡の日の属する年をいいます。以下同じです。)以前3年以内においてその割合の変更があった場合には、その変更前及び変更後の割合)を記載してください。

「年 月 日～ 年 月 日」欄には、その割合に対応する期間を記載してください。

【注】 記載すべき期間の開始日は譲渡年の2年前の1月1日、記載すべき期間の最終日は譲渡年の12月31日になります。

(4) 「譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄」及び「譲渡した内国法人の株式の数(又は出資の金額)」の各欄には、この特例の適用を受けようとする非居住者が譲渡したこの特例の適用に係る内国法人の株式又は出資の銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額をそれぞれ記載してください。

「租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数(又は出資の金額)」欄には、その内国法人の株式又は出資のうちに租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式又は出資がある場合に限り、その数又は金額を記載してください。

(5) 納税管理人を定めている場合には、「その他参考となる事項」欄に、納税管理人の住所、氏名及び電話番号を記載してください。

(新規)

改正後	改正前
農地等の 贈与税 相続税 の申告された納税猶予税額の一部 について納税猶予が認められない旨の通知書 使用目的 この通知書は、<u>納税猶予の適用を受ける旨の申告書の提出を行った者に対し</u>、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。	農地等の 贈与税 相続税 の申告された納税猶予税額の一部 について納税猶予が認められない旨の通知書 使用目的 この通知書は、<u>納税猶予の申請者に対し</u>、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。

改正後

農地等の贈与税
相続税の納税猶予が認められない旨の通知書

使用目的

この通知書は、納税猶予の適用を受ける旨の申告書の提出を行った者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。

改正前

農地等の贈与税
相続税の納税猶予が認められない旨の通知書

使用目的

この通知書は、納税猶予の適用申請者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。

改正後	改正前
贈与税 相続税 の更正に係る納税額増額の担保提供通知書 使用目的 この通知書は、更正により納税額増額が増加したもの<u>のうち、担保提供を要する場合に納税者に対し、担保提供の通知を行うために使用するものである。</u>	贈与税 相続税 の更正に係る納税額増額の担保提供通知書 使用目的 この証明書は、更正により納税額増額が増加したもの<u>について</u>、納税者に対し、担保提供の通知を行うために使用するものである。

贈与税の納税猶予の継続届出書

届出書の提出年月日	平成	年	月	日
届出書				

届出書の提出年月日	平成	年	月	日
届出書				

税務署長殿

届出者 住所 _____
氏名 _____ (印)
(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたので、次に掲げる税額等について確認し、同条第5項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日		昭和 平成		年	月	日
贈与者	住所	氏名	(年 月 日 印)			

- 1 交付すべき贈与税額のうち納税の猶予を受けた贈与税額 円
- 2 1のうちこの届出書の提出までに特別農地等の認定等をしたため、既に納税の猶予が確定し交付した贈与税額 円
(注) 譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の移転若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。
- 3 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額 (1-2の金額) .. 円
- 4 納税猶予の適用を受けた農地等については、____年____月____日に 推定相続人 _____ に対して
使用貸借による権利の認定をしたが現在もその農地等をその 推定相続人 _____ に対して引き続き使用させています。
他の推定相続人等 _____
- 5 この届出書の提出期限の満する年の前3年間の各年における特別農地等に係る農業経営に関する事項の記載は、別紙「特別農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。(特別農地等のうち大都市農用地等がある場合、平成7年4月1日以降の贈与に係る納税猶予の場合又は平成6年分以前の贈与税に係る納税猶予で農業用臨時貸付けを行っている場合)
- 6 特別農地等に係る農業用臨時貸付けに関する事項は、別紙「特別農地等に係る農業用臨時貸付けに関する明細書」のとおりです。(農業用臨時貸付けを行っている場合)

※ 添付書類

- 農業経営を引き継ぎを行っている旨の農業委員会からの届出書 (上記の4に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き継ぎを行っている旨及び届出者が推定相続人の旨を農業に従事している旨の証明書)
- この届出書を提出する前3年間に特別農地等の異動があった場合には、その証明書
- 特別農地等に係る農業経営に関する明細書 (特別農地等のうち大都市農用地等を有する場合、平成7年4月1日以後の贈与に係る納税猶予の場合又は平成6年分以前の贈与税に係る納税猶予で農業用臨時貸付けを行っている場合)
- 特別農地等に係る農業用臨時貸付けに関する明細書 (農業用臨時貸付けを行っている場合)
- 農業用臨時貸付けを行っている特別農地等に係る貸付けを引続き行っている旨の農業委員会の届出書 (農業用臨時貸付けを行っている場合)

関与税理士	電話番号
-------	------

(資12-12-1-A4-4-1)

贈与税の納税猶予の継続届出書
相続税

届出書の提出年月日	平成	年	月	日
届出書				

届出書の提出年月日	平成	年	月	日
届出書				

税務署長殿

届出者 住所 _____
氏名 _____ (印)
(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたので、次に掲げる税額等について確認し、同条第5項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の		贈与を受けた 年月日		平成 年 月 日	
留被相級人		住所 (留被相級) があつた		氏名 (年 月 日 印)	

- 1 交付すべき贈与税額のうち納税の猶予を受けた贈与税額 円
- 2 1のうちこの届出書の提出までに特別農地等の認定等をしたため、既に納税の猶予が確定し交付した贈与税額 円
(注) 譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借などの権利の移転若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。
- 3 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額 円
(1-2の金額)
- 4 納税猶予の適用を受けた農地等については、____年____月____日に 推定相続人 _____ に対して
使用貸借による権利の認定をしたが現在もその農地等をその 推定相続人 _____ に対して引き続き使用させています。
他の推定相続人等 _____
- 5 この届出書の提出期限の満する年の前3年間の各年における特別農地等に係る農業経営に関する事項の記載は、別紙「特別農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。(特別農地等のうち大都市農用地等がある場合、平成7年4月1日以降の贈与に係る納税猶予の場合又は平成6年分以前の贈与税に係る納税猶予の場合)

※ 添付書類

- 農業経営を引き継ぎを行っている旨の農業委員会の届出書 (上記の4に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き継ぎを行っている旨及び届出者が推定相続人の旨を農業に従事している旨の証明書)
- この届出書を提出する前3年間に特別農地等の異動があった場合には、その証明書
- 特別農地等に係る農業経営に関する明細書 (特別農地等のうち大都市農用地等を有する場合、平成7年4月1日以後の贈与に係る納税猶予の場合又は平成6年分以前の贈与税に係る納税猶予の場合)

関与税理士	電話番号
-------	------

(資12-12-1-A4-4-1)

※ 届出書は記入しないでください。

(表)
記載方法等

1 届出をする必要のある方

- (1) 次に掲げる方は、贈与税の申告期限から3年を経過することの日までに、贈与税の納税額等を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

届出する必要のある方	
平成6年分以前の贈与	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人 ② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市官農農地等が含まれている人（平成4年分以降の贈与に限る。）
平成7年分以降の贈与	③ 納税額を受け付けているすべての人

(注) 上記に掲げる方が官農農地臨時貸付けを行っている場合には、併せて官農農地臨時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（別紙2の「特例農地等に係る官農農地臨時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

- (2) 官農農地臨時貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要のある方」以外の方は、特例農地等につき初めて行った官農農地臨時貸付けに係る「官農農地臨時貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過することの日までに、贈与税の納税額等を引き続き受けたい旨及び官農農地臨時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（別紙1の「特例農地等に係る農地経営に関する明細書」及び別紙2の「特例農地等に係る官農農地臨時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

2 この届出書の記載方法等

- (1) 記載事項4については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。
- (2) 上記1(1)の②又は③に該当する方は、別紙1の「特例農地等に係る農地経営に関する明細書」も提出してください。
- (3) 官農農地臨時貸付けの適用を受けている方は、別紙1の「特例農地等に係る農地経営に関する明細書」及び別紙2の「特例農地等に係る官農農地臨時貸付けに関する明細書」も提出してください。
- (4) 治付農地のうち農地経営を引き継ぎを行っている旨の農地経営委員会の証明書（記載事項4に該当する場合には、その推定相続人が農地経営を引き継ぎを行っている旨及び届出者が推定相続人の旨を農地に伝達している旨の証明書）については、特例農地等のすべてを一時的道路用地等の用に供している場合又は官農農地臨時貸付けを行っている場合には、添付する必要はありません。

(裏)
記載方法等

1 届出をする必要のある方

次に掲げる方は、贈与税又は相続税の申告期限から3年を経過することの日までに、贈与税又は相続税の納税額等を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

届出する必要のある方	
贈与税	平成6年分以前の贈与
	平成7年分以降の贈与
相続税	昭和59年4月1日以前の贈与
	昭和59年4月1日以降の贈与

2 この届出書の記載方法

- (1) 贈与税の納税額等を引き続き受けたい旨届け出る場合

次の添付書類について、それぞれの「添付する文字」欄の文字を横線で抜粋してください。

添 付 書 類	添 付 す る 文 字
本文中	「第70条の6第1項」、「相続税」及び「第28項」
「農地等の贈与を受けた年月日」欄	「相続(遺贈)があった」
「贈与者」「被相続人」欄	「被相続人」
記載事項1から3までの「贈与税額」「納税額」欄	「相続税額」

- (2) 相続税の納税額等を引き続き受けたい旨届け出る場合

次の添付書類について、それぞれの「添付する文字」欄の文字を横線で抜粋してください。

添 付 書 類	添 付 す る 文 字
本文中	「第70条の4第1項」、「贈与税」及び「第28項」
「農地等の贈与を受けた年月日」欄	「贈与を受けた」
「贈与者」「被相続人」欄	「贈与者」
記載事項1から3までの「贈与税額」「納税額」欄	「贈与税額」

- (3) 記載事項4については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。

- (4) 上記1の②、③、④又は⑤に該当する方は、別紙の「特例農地等に係る農地経営に関する明細書」も提出してください。

提出月日(平成)年 月 日	提出日	提出月	提出日
年 月 日			

相続税の納税猶予の継続届出書

納税猶予の 決定	決定
-------------	----

平成 年 月 日

現務局長様

届出者住所

氏名 (電話番号)

根拠特別措置法第70条の5第1項の規定による相続税の納税の猶予を引継ぎたいので、次に掲げる情報等について承認し、同条第31項の規定により附帯事項を添付して届け出ます。

土地等の相続(遺贈)があった年月日	平成 年 月 日
被相続人住所	氏名 (年 月 日生)

- 1 交付すべき相続税額のうち前項の猶予の適用を受けた相続税額 円
 - 2 1のうちこの届出書の提出までに特別農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が決定し交付した相続税額 円
(※ 譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小川権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の移転若しくは所有の放棄又は権利の消滅も含まれます。)
 - 3 1のうち相続税の申告書の提出期限の翌日から20年が経過をしたため免除された相続税額 円
 - 4 1のうち届出日現在において前項の猶予を受けている相続税額
(1-2-3の合計) 円
 - 5 納税猶予の適用を受けた農地等については、平成 年 月 日に 推定相続人 に対して他の推定相続人等 により現況使用させています。
 - 6 この届出書の提出期限の満する年の前3年間の各年における特別農地等に係る農業経営に関する事項の届出は、別紙「特別農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。(特別農地等の中に都市農地等がある場合、平成17年4月1日以前の届出に係る農業経営の状況等は平成17年3月31日以前の届出に係る相続税の納税猶予で農業臨時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合)
 - 7 特別農地等に係る農業臨時貸付けに関する事項は、別紙「特別農地等に係る農業臨時貸付けに関する明細書」のとおりです。(農業臨時貸付けを行っている場合)
 - 8 特別農地等に係る特定貸付けに関する事項は、別紙「特別農地等に係る特定貸付けに関する明細書」のとおりです。(特定貸付けを行っている場合)
- ※ 添付書類
- 農業経営を引き継ぎを行っている旨の農業委員会等からの届出書(上記の5に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き継ぎを行っている旨及び届出者が推定相続人の旨も届出に添付している旨の届出書)
 - この届出書を提出する前3年間に特別農地等の異動があった場合には、その明細書
 - 特別農地等に係る農業臨時貸付けに関する明細書(特別農地等の中に都市農地等を有する場合、平成17年4月1日以前の届出に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年3月31日以前の届出に係る相続税の納税猶予で農業臨時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合)
 - 特別農地等に係る農業臨時貸付けに関する明細書(農業臨時貸付けを行っている場合)
 - 農業臨時貸付けを行っている特別農地等に係る貸付けを引き継ぎを行っている旨の農業委員会の届出書(農業臨時貸付けを行っている場合)
 - 特別農地等に係る特定貸付けに関する明細書(特定貸付けを行っている場合)
 - 特定貸付けを行っている特別農地等に係る貸付けを引き継ぎを行っている旨の農業委員会の届出書(特定貸付けを行っている場合)

関与税理士	電話番号
-------	------

(新規)

※ 印紙は記入しなくても可。

(表)
記載方法等

1 届出をする必要のある方

- (1) 次に掲げる方は、相続税の申告期限から3年を経過することの目までに、相続税の納税額を引続き受けるべき旨を税務署長に届け出る必要があります。

届出する必要がある方	
平成17年3月31日以前の相続	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人
	② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市農業農地等が含まれている人（平成4年4月1日以後の相続に限り、）
平成17年4月1日以後の相続	③ 納税額を受けているすべての人

(注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を引き続き受けるべき旨を税務署長に届け出る必要があります（別紙2の「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は別紙3の「特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

- (2) 営農困難時貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要がある方」以外の方（特定貸付けの適用を受けている方にあっては、営農困難時貸付けの適用を受けた後に特定貸付けの適用を受けた方に限ります。）は、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過することの目までに、相続税の納税額を引続き受けるべき旨及び営農困難時貸付けの適用を引き続き受けるべき旨を税務署長に届け出る必要があります（別紙1の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と別紙2の「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

(注) 上記に掲げる方が特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて特定貸付けの適用を引き続き受けるべき旨を税務署長に届け出る必要があります（別紙3の「特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

- (3) 特定貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要がある方」又は(2)に掲げる方以外の方は、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過することの目までに、相続税の納税額を引続き受けるべき旨及び特定貸付けの適用を引き続き受けるべき旨を税務署長に届け出る必要があります（別紙1の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と別紙3の「特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

(注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付けの適用を引き続き受けるべき旨を税務署長に届け出る必要があります（別紙2の「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

2 この届出書の記載方法等

- (1) 記載事項については、これに該当しない場合には記載の必要はありません。
- (2) 上記1(1)の②又は③に該当する方は、別紙1の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。
- (3) 営農困難時貸付け又は特定貸付けを行っている方は、別紙1の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と別紙2の「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は別紙3の「特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」も提出してください。
- (4) 添付書類のうち農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会等からの説明書（記載事項に該当する場合には、その指定被継人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が指定被継人の営む農業に従事している旨の証明書）については、特例農地等のすべてを一時的道用地等の用に供している場合、営農困難時貸付けを行っている場合又は特定貸付けを行っている場合には、添付する必要はありません。

(新増)

特例農地等に係る農業經營に関する明細書

租税特別措置法 第70条の4第26項
第70条の6第31項

1 従価額出言の提出期限の属する年の前1年目における特例農産等に係る農業経営に関する明細

(E) 12-34-1-A43E--

特例農地等に係る農業経営に関する明細書

包収特別地区は、第1条の4第2項の規定による事業用地等の提出期限の属する年の前3年間の各年における物産農地等に係る
 ぶつ産のありは2800
 農業従事者に関する情報は、次のとおりです。

1 新植届出費の費用負担の属する年の前1年額における特別農地等に係る農業経営に関する明細

$$(2, 3, \dots, 1, -1, 1, 2, \dots)$$

(要)
記載方法等

この明細書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている者に提出する人が、継続届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年の農業経営に関する事項を届け出るときに使用してください。

- ① 特例農地等のうち都市農用地等を有する人(平成4年分以降の贈与税又は相続税について納税猶予を受けている人に限ります。)
- ② 平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の適用を受けている人
- ③ 平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の適用を受けている人
- ④ 営農困難時貸付けを行っている人
- ⑤ 特定貸付けを行っている人

1 本文の「第70条の4第26項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の6第31項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の4第26項」の文字を横線で抹消してください。

2 「継続届出書の提出期限の属する年の前1年目における特例農地等に係る農業経営に関する明細」は、次により記載してください。なお、付表1及び付表2も同様に記載してください。

(1) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
(注) 下記(2)との関係で、例えば、番号1として数値使用する場合があるので留意してください。

(2) 「農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

(3) 「面積(内作付面積)」欄は、その農地等の面積及びそのうち作付している面積を記載してください。

(4) 「作付期間(栽培品名等)」欄は、1筆の農地又は採草放牧地について、1年間で複数の作物等の生産をしている場合は、例えば、「1月～3月」(〇〇)、「4月～6月」(〇〇)等と具体的に記載してください。

(5) 「収入金額」欄は、所得税(住民税)の申告における収入金額を記載してください。なお、各筆ごとの収入金額を算出することが困難な場合には、生産量等によりあらかずき差し支えありません。

(注) 所得税(住民税)の申告における収入金額が不明な場合には、販売金額と家事(事業)消費金額及び受取共済金等の雑収入の合計額を記載してください。

(6) 作付期間や作付の種類などからみて、1筆の農地又は採草放牧地ごとに記載することが困難な場合には、例えば、〇〇市〇〇地区といった所在地単位にまとめて記載しても差し支えありません。

なお、この場合の「農地等の所在地」欄は、代表的な所在地を記載し、「ほか〇〇筆」というように記載してください。

(7) 営農困難時貸付け又は特定貸付けを行っている農地等については、「番号」、「農地等の所在地」、「面積(内作付面積)」欄(「面積(内作付面積)」欄の内作付面積を除きます。)を記載し、「生産量・飼育頭数等(頭羽)」欄以下に「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書のとおり」又は「特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書のとおり」と記載してください。

3 営農困難時貸付け又は特定貸付けを行っている方は、この明細書とともに「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を提出してください。

(要)
記載方法等

この明細書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人で、その特例農地等のうち都市農用地等を有する人(平成4年分以降の贈与税又は相続税について納税猶予を受けている人に限ります。)、平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の適用を受けている人又は平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の適用を受けている人が、継続届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年の農業経営に関する事項を届け出るときに使用してください。

1 本文の「相続税等納税猶予法第70条の4第22項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の6第28項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の4第22項」の文字を横線で抹消してください。

2 「継続届出書の提出期限の属する年の前1年目における特例農地等に係る農業経営に関する明細」は、次により記載してください。なお、付表1及び付表2も同様に記載してください。

(1) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。

(注) 下記(2)との関係で、例えば、番号1として数値使用する場合があるので留意してください。

(2) 「農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

(3) 「面積(内作付面積)」欄は、その農地等の面積及びそのうち作付している面積を記載してください。

(4) 「作付期間(栽培品名等)」欄は、1筆の農地又は採草放牧地について、1年間で複数の作物等の生産をしている場合は、例えば、「1月～3月」(〇〇)、「4月～6月」(〇〇)等と具体的に記載してください。

(5) 「収入金額」欄は、所得税(住民税)の申告における収入金額を記載してください。なお、各筆ごとの収入金額を算出することが困難な場合には、生産量等によりあらかずき差し支えありません。

(注) 所得税(住民税)の申告における収入金額が不明な場合には、販売金額と家事(事業)消費金額及び受取共済金等の雑収入の合計額を記載してください。

(6) 作付期間や作付の種類などからみて、1筆の農地又は採草放牧地ごとに記載することが困難な場合には、例えば、〇〇市〇〇地区といった所在地単位にまとめて記載しても差し支えありません。

なお、この場合の「農地等の所在地」欄は、代表的な所在地を記載し、「ほか〇〇筆」というように記載してください。

特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書

受贈者、補綴人
(受遺者)の氏名

租税特別措置法 第70条の4第21項 の規定による営業困難時貸付けの規定の適用を引き継ぎを受けるため、次に掲げる特別貸付地等について引き継ぎ営業困難時貸付けを行っていることを届け出ます。

○ 特別農地等に係る富嶺国庫時貸付けに関する明細

[illegible]

(附 12-12-3-A 4 校一)

(新規)

(要)
記載方法等

この明細書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が営農困難時貸付けを行っている場合に継続届出書の提出時における営農困難時貸付けに関する事項を届け出るときに使用してください。

- 1 本文の「第70条の4第21項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けて第70条の6第27項
いる場合は、「第70条の6第27項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の4第21項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 この明細書は、次により記載してください。
 - (1) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
 - (2) 「営農困難時貸付けを行っている特例農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (3) 「貸借権等の存続期間」欄は、契約の更新により貸借権等の存続期間の終期に更新があった場合は、「自：平・・・」には当初契約の貸借権等の存続期間の始期を記載し、「至：平・・・」には更新後の貸借権等の存続期間の終期を記載してください。なお、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に基づき貸付けを行った場合で、当該貸付けについて農用地利用集積計画に基づき再設定があった場合も同様となります。
- 3 納税猶予の適用を受ける農地等の全部について営農困難時貸付けを行っている場合であっても別紙1の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」の提出を要しますので、作成してください。
- 4 この明細書は継続届出書及びその添付書類とともに提出してください。

(新表)

· (新規)

和統人(受遺者)
の氏名

○ 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細

[illegible]

(附 12-12-A 4 页)

改正後	改正前
(表) 記載方法等 この明細書は、相続税の納税滞りの適用を受けている人が特定貸付けを行っている場合に継続届出書の提出時における特定貸付けに関する事項を届け出るときに使用してください。 1 この明細書は、次により記載してください。 (1) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 (2) 「特定貸付けを行っている特例農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3) 「賃借権等の存続期間」欄は、契約の更新により賃借権等の存続期間の終期に更新があった場合は、「自：平・・・」には当初契約の賃借権等の存続期間の始期を記載し、「至：平・・・」には更新後の賃借権等の存続期間の終期を記載してください。なお、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に基づき貸付けを行った場合で、当該貸付けについて農用地利用集積計画に基づき再設定があった場合も同様となります。 2 納税滞りの適用を受ける農地等の全部について特定貸付けを行っている場合であっても別紙1の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」の提出を要しますので、作成してください。 9 この明細書は継続届出書及びその添付書類とともに提出してください。	(新規)

特例農地等の異動の明細書

省令整理簿	様 式
※	※

租税特別措置法 第70条の4 第22項
第70条の6 第28項 の規定による継続届出書の提出期限前
3年間における特例農地等の異動の明細は、次のとおりです。

3年間に於ける特例農地等の異動の明細は、次のとおりです。

[illegible]

(附 1 2-1 3-A 4 续一)

※欄には記入しないでください

(表)
記載方法等

この明細書は、継続届出書の提出期限前3年の間に特例農地等の異動があった場合のその異動等の明細を記載するときに使用してください。

- 1 本文の「租税特別措置法 第70条の4第26項 第70条の6第31項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の6第31項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の4第26項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道路用地等と記載してください。
なお、特例農地等が耕作権である場合には、「(耕作権)」と併記してください。
- 3 「贈与価額・農業投資価格超過額」欄は、贈与税の場合は農地等の価額を、相続税の場合は農地等の通常価額から農業投資価格を差引いた金額を、贈与税又は相続税の申告書等により記載してください。
- 4 「譲渡等の年月日・態様」欄は、譲渡等又は買取りの申出等の年月日を記載するとともに、譲渡等又は買取りの申出等の態様に応じ、譲渡、贈与、転用、権利の設定、耕作の放棄、権利の消滅、買取りの申出等に伴う譲渡等と記載してください。

(裏)
記載方法等

この明細書は、継続届出書の提出期限前3年の間に特例農地等の異動があった場合のその異動等の明細を記載するときに使用してください。

- 1 本文の「租税特別措置法 第70条の4第22項 第70条の6第28項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の6第28項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の4第22項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道路用地等と記載してください。
なお、特例農地等が耕作権である場合には、「(耕作権)」と併記してください。
- 3 「贈与価額・農業投資価格超過額」欄は、贈与税の場合は農地等の価額を、相続税の場合は農地等の通常価額から農業投資価格を差引いた金額を、贈与税又は相続税の申告書等により記載してください。
- 4 「譲渡等の年月日・態様」欄は、譲渡等又は買取りの申出等の年月日を記載するとともに、譲渡等又は買取りの申出等の態様に応じ、譲渡、贈与、転用、設定、耕作の放棄、消滅、買取りの申出等に伴う譲渡等と記載してください。

改正後

贈与税の納税額等の継続届出書
(相続特別措置法の一部を改正する法律(平成
7年法律第55号)附則第36条第3項適用分)

贈与税理者	捺印
※	※

税務署長 殿

平成____年____月____日

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

相続特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税の額を引き続き受
けたいので、次に掲げる税額等について確認し、相続特別措置法の一部を改正する法
律(平成7年法律第55号)附則第36条第10項の規定により適用される同法による改正前
の相続特別措置法第70条の4第10項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日 _____ 昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

贈与者 住所 _____ 氏名 _____ (年 月 日 生)

1 納税の額等の適用を受けた贈与税額 _____ 円

2 1のうちこの届出書の提出までに特別農地等を譲渡したため、
既に納税の額等が確定し納付した贈与税額 _____ 円
(注) 譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借権などの
権利の設定若しくは権利の消滅も含まれます。

3 1のうち届出日現在において納税の額等を受けている贈与税額
(1-2の金額) _____ 円

4 納税額等の適用を受けた農地等については、____年____月____日に下記の
特定農業生産法人に対して使用貸借による権利の設定をし、現在もその農地等を
引き続き使用させています。
所在地 _____ 名称 _____

5 この届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度に
おける上記の特定農業生産法人の農業経営に関する事項の経歴は、別紙「特別農地等に
係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書」のとおりです。

6 使用貸借による権利の設定を受けた法人は、農地法第2条第3項に規定する農業生産
法人であり、届出者は当該農業生産法人の代表権を有する _____
(業務執行権を有する役員
長)

に就任し、かつ、常時従事者である _____ (組合員
社員 株主)
(1年間のうち、農業生産法人の事業
に従事する日数が _____ 日であり、かつ、事業に必要な農作業に _____ 日従事
します。)となっています。

※ 添付書類

- ☐ この届出書を提出する前3年間に特別農地等の譲渡があった場合には、その明細書
☐ 特別農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書

図与税理士 _____ 印 電話番号 _____

(資12-52-1-A4 統一)

改正前

贈与税の納税額等の継続届出書
(相続特別措置法の一部を改正する法律(平成
7年法律第55号)附則第36条第3項適用分)

贈与税理者	捺印
※	※

税務署長 殿

平成____年____月____日

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

相続特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税の額を引き続き受
けたいので、次に掲げる税額等について確認し、相続特別措置法の一部を改正する法
律(平成7年法律第55号)附則第36条第10項の規定により適用される同法による改正前
の相続特別措置法第70条の4第10項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日 _____ 昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

贈与者 住所 _____ 氏名 _____ (年 月 日 生)

1 納税の額等の適用を受けた贈与税額 _____ 円

2 1のうちこの届出書の提出までに特別農地等を譲渡したため、
既に納税の額等が確定し納付した贈与税額 _____ 円
(注) 譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借権などの
権利の設定若しくは権利の消滅も含まれます。

3 1のうち届出日現在において納税の額等を受けている贈与税額
(1-2の金額) _____ 円

4 納税額等の適用を受けた農地等については、____年____月____日に下記の
特定農業生産法人に対して使用貸借による権利の設定をし、現在もその農地等を
引き続き使用させています。
所在地 _____ 名称 _____

5 この届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度に
おける上記の特定農業生産法人の農業経営に関する事項の経歴は、別紙「特別農地等に
係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書」のとおりです。

6 使用貸借による権利の設定を受けた法人は、農地法第2条第3項に規定する農業生産
法人であり、届出者は当該農業生産法人の代表権を有する _____
(業務執行権を有する役員
長)

に就任し、かつ、常時従事者である _____ (組合員
社員 株主)
(1年間のうち、農業生産法人の事業
に従事する日数が _____ 日であり、かつ、事業に必要な農作業に _____ 日従事
します。)となっています。

※ 添付書類

- ☐ この届出書を提出する前3年間に特別農地等の譲渡があった場合には、その明細書
☐ 特別農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書

図与税理士 _____ 印 電話番号 _____

(資12-52-1-A4 統一)

※印欄は記入しなくても構いません。

(表)
記載方法等

- 1 この付表は、特定転用の継続届出書と一緒に提出してください。
- 2 (1)～(3)の各欄については、承認を受けた特定転用の区分に応じ、関係する欄のみ記載してください。

(注) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）附則第19条第6項が平成9年、平成13年及び平成16年に改正されたことにより、特定転用の区分は、相続開始の年分により、次のとおりとなっています。

相続開始の年分	新旧の区分	特定転用の区分
昭和50～59年分	旧	1号転用、2号転用、3号転用、4号転用
昭和60～平成3年分	新	1号転用、2号転用

- 3 「(1) 承認を受けて転用した特定市街化区域農地等に関する事項（旧1号、旧4号転用の場合）」欄については、貸付けに係る賃貸借契約書に従い、次により記載してください。
- (1) 「貸付け条件」欄の「この届出書の提出時までに条件の変更があった場合の変更内容」は、次の場合にその変更状況を記載します。
- イ 特定市街化区域農地等の貸付けに関する届出書の提出後契約の条件に変更があった場合
- ロ 2回目以降のこの届出書を提出する場合において前回の届出書の提出後契約の条件に変更があった場合
- (2) 「貸付け土地等の用途」欄は、承認を受けた転用の区分以外の文字を、横線で抹消してください。
- 4 「(2) 共同住宅の貸付けに関する事項（新1号、旧2号転用の場合）」欄については、貸付けに係る賃貸借契約書に従い、記載してください。なお、「この届出書の提出時までに条件の変更があった場合の変更内容」欄は、上記3の(1)に準じて記載してください。
- 5 「(3) 新築又は取得した共同住宅等に関する事項（新1号、新2号、旧2号、旧3号転用の場合）」の各欄については、この届出書を提出する時における共同住宅の構造等に基づき、次により記載して下さい。
- (1) 「棟別」欄には、共同住宅の棟別の名称を記載してください（名称が定まっていないう場合には、仮称を記載してください。）。
- (2) 「独立部分の数」及び「共同住宅の床面積」欄は、その共同住宅全体の独立部分の数又は床面積を記載します。
- (3) 「独立部分の床面積」欄には、共同住宅内の各独立部分の面積のうち最も広い独立部分の面積と最も狭い独立部分の面積の双方を記載してください。
- (4) 「独立部分3、3㎡当たりの取得価額（増改築等を行った場合）」欄は、前回のこの届出書の提出の時から今回のこの届出書の提出時までに、共同住宅について、例えば増改築等を行った場合に、その増改築等の内容とこれに要した費用の明細を記載してください。
- (5) 「各棟ごとの敷地の明細」欄及び「各棟の敷地面積」欄については、1棟ごとの共同住宅の敷地となっている主たる土地の所在地及びその敷地面積を記載します。
- また、図面等により具体的に各棟と敷地との位置関係を線引き等により表示したものを添付してください。
- 6 「(4) 承認を受けて転用した特定市街化区域農地等とともに同一用途に供する土地等がある場合のその明細」欄は、特定市街化区域農地等とともに同一用途に供する土地等がある場合に、その明細を届出書（本表）の「2」欄に準じて記載してください。

(表)
記載方法等

- 1 この付表は、特定転用の継続届出書と一緒に提出してください。
- 2 (1)～(3)の各欄については、承認を受けた特定転用の区分に応じ、関係する欄のみ記載してください。

(注) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）附則第19条第6項が平成9年、平成13年及び平成16年に改正されたことにより、特定転用の区分は、相続開始の年分により、次のとおりとなっています。

相続開始の年分	新旧の区分	特定転用の区分
昭和50～59年分	旧	1号転用、2号転用、3号転用、4号転用
昭和60～平成3年分	新	1号転用、2号転用

- 3 「(1) 承認を受けて転用した特定市街化区域農地等に関する事項（旧1号、旧4号転用の場合）」欄については、貸付けに係る賃貸借契約書に従い、次により記載してください。
- (1) 「この届出書の提出時までに条件の変更があった場合の変更内容」欄は、次の場合にその変更状況を記載します。
- イ 特定市街化区域農地等の貸付けに関する届出書の提出後契約の条件に変更があった場合
- ロ 2回目以降のこの届出書を提出する場合において前回の届出書の提出後契約の条件に変更があった場合
- (2) 「貸付け土地等の用途」欄は、承認を受けた転用の区分以外の文字を、横線で抹消してください。
- 4 「(2) 共同住宅の貸付けに関する事項（新1号、旧2号転用の場合）」欄については、貸付けに係る賃貸借契約書に従い、記載してください。なお、「この届出書の提出時までに条件の変更があった場合の変更内容」欄は、上記3の(1)に準じて記載してください。
- 5 「(3) 新築又は取得した共同住宅に関する事項（新1号、新2号、旧2号、旧3号転用の場合）」の各欄については、この届出書を提出する時における共同住宅の構造等に基づき、次により記載して下さい。
- (1) 「棟別」欄には、共同住宅の棟別の名称を記載してください（名称が定まっていないう場合には、仮称を記載してください。）。
- (2) 「独立部分の数」及び「共同住宅の床面積」欄は、その共同住宅全体の独立部分の数又は床面積を記載します。
- (3) 「独立部分の床面積」欄には、共同住宅内の各独立部分の面積のうち最も広い独立部分の面積と最も狭い独立部分の面積の双方を記載してください。
- (4) 「独立部分3、3㎡当たりの取得価額（増改築等を行った場合）」欄は、前回のこの届出書の提出の時から今回のこの届出書の提出時までに、共同住宅について、例えば増改築等を行った場合に、その増改築等の内容とこれに要した費用の明細を記載してください。
- (5) 「各棟ごとの敷地の明細」欄及び「各棟の敷地面積」欄については、1棟ごとの共同住宅の敷地となっている主たる土地の所在地及びその敷地面積を記載します。
- また、図面等により具体的に各棟と敷地との位置関係を線引き等により表示したものを添付してください。
- 6 「(4) 承認を受けて転用した特定市街化区域農地等とともに同一用途に供する土地等がある場合のその明細」欄は、特定市街化区域農地等とともに同一用途に供する土地等がある場合に、その明細を届出書（本表）の「2」欄に準じて記載してください。

改正後

送付日付印の年月日	送付印		※ 印
年 月 日			

納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書

税務署長 殿

平成____年____月____日

干

届出者住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地等について、次のとおり収用交換等による譲渡をしたので、納付すべき利子税について同法第70条の6第1項又は第3項の規定の適用を受けるため、同条第2項又は第4項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の譲与 相続(遺贈)	を受けた年月日	昭和 平成	年 月 日
贈与者 被相続人	住所	氏名	

1 収用交換等により譲渡した農地等の明細

- (1) 所在場所 _____
- (2) 地 目 _____
- (3) 面 積 _____㎡
- (注) この欄に書ききれない場合には「届出書(付表)」に記載してください。

2 農地等の譲渡をした日 _____ 平成____年____月____日

3 農地等の譲渡先 _____ 所在地 _____

名 称 _____

4 その他参考事項

※ 添付書類

- ☐ 公共事業施行者の証明書
- ☐

開号税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

(※ 12-56-A4 様式)

改正前

送付日付印の年月日	送付印		※ 印
年 月 日			

納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書

税務署長 殿

平成____年____月____日

干

届出者住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地等について、次のとおり収用交換等による譲渡をしたので、納付すべき利子税について同法第70条の6第1項又は第3項の規定の適用を受けるため、同条第2項又は第4項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の譲与 相続(遺贈)	を受けた年月日	昭和 平成	年 月 日
贈与者 被相続人	住所	氏名	

1 収用交換等により譲渡した農地等の明細

- (1) 所在場所 _____
- (2) 地 目 _____
- (3) 面 積 _____㎡
- (注) この欄に書ききれない場合には「届出書(付表)」に記載してください。

2 農地等の譲渡をした日 _____ 平成____年____月____日

3 農地等の譲渡先 _____ 所在地 _____

名 称 _____

4 その他参考事項

※ 添付書類

- ☐ 公共事業施行者の証明書
- ☐

開号税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

(※ 12-56-A4 様式)

(表)

記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予（租税特別措置法第70条の4第1項又は同法第70条の6第1項）の適用を受けている農地等を収用交換等により譲渡した場合に納付すべき利子税について同法第70条の5第1項又は第70条の5第3項の規定の適用（この適用を受けると、利子税が通常の2分の1の金額に軽減されます。）を受けようとするときに使用してください。

1 提出期限

この届出書は、納税猶予に係る期限（収用交換等により譲渡した日から2月を経過する日）までに納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、届出期限後に提出された場合でも、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、軽減の特例の適用が認められます。

2 記載要領

(1) 文中中の不要文字は、二本線で抹消してください。

(2) 「収用交換等により譲渡した農地等の明細」欄

イ 収用交換等により譲渡した農地等の所在場所、地目及び面積を記載してください。

ロ この欄に書ききれない場合には「届出書（附表）」に記載してください。

(注) 「公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類」に記載された「譲渡を受けた農地等」と同じになります。

(3) 「農地等の譲渡をした日」欄

収用交換等による譲渡をした日を記載してください。

(4) 「農地等の譲渡先」欄

農地等を譲渡した相手方（公共事業施行者）を記載してください。

(注) 「公共事業施行者から収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類」を発行した公共事業施行者と同じになります。

(5) 「その他参考事項」欄

イ 収用交換等により譲渡した農地等について、贈与又は相続後に分筆等があったものである場合には、その旨を記載してください。

ロ やむを得ない事情により、この届出書を提出期限までに提出することができなかった場合には、その事情の経緯を記載してください。

3 添付書類

届出書には次の書類を添付してください。

(1) 公共事業施行者から収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類

(2) 収用交換等により譲渡した農地等について、分筆等があった場合には、納税猶予の対象農地等であることを証明する書類（例えば分筆等後の登記事項証明書）

(裏)

記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予（租税特別措置法第70条の4第1項又は同法第70条の6第1項）の適用を受けている農地等を収用交換等により譲渡した場合に納付すべき利子税について同法第70条の7第1項又は第70条の7第3項の規定の適用（この適用を受けると、利子税が通常の2分の1の金額に軽減されます。）を受けようとするときに使用してください。

1 提出期限

この届出書は、納税猶予に係る期限（収用交換等により譲渡した日から2月を経過する日）までに納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、届出期限後に提出された場合でも、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、軽減の特例の適用が認められます。

2 記載要領

(1) 文中中の不要文字は、二本線で抹消してください。

(2) 「収用交換等により譲渡した農地等の明細」欄

イ 収用交換等により譲渡した農地等の所在場所、地目及び面積を記載してください。

ロ この欄に書ききれない場合には「届出書（附表）」に記載してください。

(注) 「公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類」に記載された「譲渡を受けた農地等」と同じになります。

(3) 「農地等の譲渡をした日」欄

収用交換等による譲渡をした日を記載してください。

(4) 「農地等の譲渡先」欄

農地等を譲渡した相手方（公共事業施行者）を記載してください。

(注) 「公共事業施行者から収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類」を発行した公共事業施行者と同じになります。

(5) 「その他参考事項」欄

イ 収用交換等により譲渡した農地等について、贈与又は相続後に分筆等があったものである場合には、その旨を記載してください。

ロ やむを得ない事情により、この届出書を提出期限までに提出することができなかった場合には、その事情の経緯を記載してください。

3 添付書類

届出書には次の書類を添付してください。

(1) 公共事業施行者から収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類

(2) 収用交換等により譲渡した農地等について、分筆等があった場合には、納税猶予の対象農地等であることを証明する書類（例えば分筆等後の登記事項証明書）

猶予期限が確定した贈与税額
相続税額の通知書

〒 _____ 第 _____ 号
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
住所 _____
氏名 _____ 様

_____ 税務署長 様

あなたが _____ 段から _____ 段により取得した土地等の贈与税については、
相続税 第70条の4第1項 第70条の6第1項 の規定により、納税の猶予がなされていましたが、次のとおりその猶予期限が確定しましたので通知します。

- 1 納税の猶予がなされていた 贈与税 の額 _____ 円
- 2 猶予期限が確定した 贈与税 の額 (猶予確定税額) _____ 円

ほか利子税の額
(相続税別添置法第70条の8 (□該当・□非該当)) _____ 円

- 3 引き税を納税の猶予がされる 贈与税 の額 _____ 円
- 4 確定した 贈与税 の納税期限 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

5 猶予期限が確定した理由

猶予期限が確定した 贈与税 の額及び利子税の額は、上記4の猶予期限までに 同封の納付書により日本銀行(本店、支店、代理店及び収入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。

なお、上記4の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記2の猶予確定税額に、上記4の猶予期限の満日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せて納付してください。

(資12-16-1-A4様一)

猶予期限が確定した贈与税額
相続税額の通知書

〒 _____ 第 _____ 号
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
住所 _____
氏名 _____ 様

_____ 税務署長 様

あなたが _____ 段から _____ 段により取得した土地等の贈与税については、
相続税 第70条の4第1項 第70条の6第1項 の規定により、納税の猶予がなされていましたが、次のとおりその猶予期限が確定しましたので通知します。

- 1 納税の猶予がなされていた 贈与税 の額 _____ 円
- 2 猶予期限が確定した 贈与税 の額 _____ 円

ほか利子税の額
(相続税別添置法第70条の7 (□該当・□非該当)) _____ 円

- 3 引き税を納税の猶予がされる 贈与税 の額 _____ 円
- 4 確定した 贈与税 の納税期限 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

5 猶予期限が確定した理由

猶予期限が確定した 贈与税 の額及び利子税の額は、上記の猶予期限までに 同封の納付書により日本銀行(本店、支店、代理店及び収入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。

なお、上記の猶予期限までに納付しなかった場合には、延滞税がかかりますから猶予確定税額、利子税の額と併せて納付してください。

(資12-16-1-A4様一)

(通知用)

(通知用)

改正後

猶予期限が確定した 贈与税額
相続税額 の通知書

使用目的

この通知書は、納税猶予適用事案について、納税猶予の期限が確定した場合に、特例適用者に対し、その旨を通知するために使用するものである。

改正前

猶予期限が確定した 贈与税
相続税 の通知書

使用目的

この通知書は、納税猶予適用事案について、納税猶予の期限が確定した場合に、特例適用者に対し、その旨を通知するために使用するものである。

改正後

送付日付印の年月日	印紙額	備考
年 月 日		

代替農地等の取得に関する承認申請書（納税猶予事案用）

受理番号

税務署 受付印	〒			
	住所			
	税務署長殿	申請者		
	年 月 日提出	氏 名	③ 電話	
租税特別措置法施行令第40条の6第27項の規定により贈与税の納税猶予の適用に係る代替農地等の取得価額の見積額等に関する承認申請をいたします。				
価額等をした特別農地等	農地等の所在地			計
	農地等の地目等、面積		㎡	㎡
	贈与を受けた年月日 （相続（遺贈）があった 場合）	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	贈与（遺贈）の時の価額	円	円	円
	農産物買取価格	円	円	円
	農産物買取価格超過額	円	円	円
	譲渡等の年月日、価額	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
譲渡等の対価の額	円	円	円	
取得見込みの農地又は譲渡見込みの農地	農地又は農産物 収取地の所在地			
	農地又は農産物収 取地の地目等、面積		㎡	㎡
	取得予定の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	取得価額の見積額	円	円	円

〔注〕農地等とは、農地若しくは農産物収取地又は原農地をいいます。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資12-19-1-A4様式)

改正前

送付日付印の年月日	印紙額	備考
年 月 日		

代替農地等の取得に関する承認申請書（納税猶予事案用）

受理番号

税務署 受付印	〒			
	住所			
	税務署長殿	申請者		
	年 月 日提出	氏 名	③ 電話	
租税特別措置法施行令第40条の6第28項の規定により贈与税の納税猶予の適用に係る代替農地等の取得価額の見積額等に関する承認申請をいたします。				
価額等をした特別農地等	農地等の所在地			計
	農地等の地目等、面積		㎡	㎡
	贈与を受けた年月日 （相続（遺贈）があった 場合）	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	贈与（遺贈）の時の価額	円	円	円
	農産物買取価格	円	円	円
	農産物買取価格超過額	円	円	円
	譲渡等の年月日、価額	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
譲渡等の対価の額	円	円	円	
取得見込みの農地又は譲渡見込みの農地	農地又は農産物 収取地の所在地			
	農地又は農産物収 取地の地目等、面積		㎡	㎡
	取得予定の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	取得価額の見積額	円	円	円

〔注〕農地等とは、農地若しくは農産物収取地又は原農地をいいます。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資12-19-1-A4様式)

改正後

記載方法等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に特例農地等の譲渡等をした場合において、その譲渡等の日から1年以内に代替農地等を取得する見込みにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その譲渡等があった日から1か月以内です。

1 この申請書で贈与税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の7第28項」と「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第40条の6第27項」と「贈与税」の文字を横線で抹消してください。

2 「譲渡等をした特例農地等」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。この場合、次の欄は次により記載してください。

(1) 「農地等の地目等、面積」欄の地目等については、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地又は準農地と記載してください。

なお、特例農地等が耕作権である場合には（「耕作権」）と併記してください。

(2) 「譲渡等の年月日、態様」欄には、譲渡年月日及び譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。

なお、譲渡等をした特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。

3 「取得見込みの農地又は採草放牧地」の各欄には、この申請書を提出するときにおいて取得見込みである農地又は採草放牧地に関する事項を記載してください。

改正前

記載方法等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に特例農地等の譲渡等をした場合において、その譲渡等の日から1年以内に代替農地等を取得する見込みにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その譲渡等があった日から1か月以内です。

1 この申請書で贈与税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の7第28項」と「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第40条の6第28項」と「贈与税」の文字を横線で抹消してください。

2 「譲渡等をした特例農地等」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。この場合、次の欄は次により記載してください。

(1) 「農地等の地目等、面積」欄の地目等については、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地又は準農地と記載してください。

なお、特例農地等が耕作権である場合には（「耕作権」）と併記してください。

(2) 「譲渡等の年月日、態様」欄には、譲渡年月日及び譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。

なお、譲渡等をした特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。

3 「取得見込みの農地又は採草放牧地」の各欄には、この申請書を提出するときにおいて取得見込みである農地又は採草放牧地に関する事項を記載してください。

改正後

平成____年____月____日

住所又は

所在地(郵便局)

氏名又は

名称

様

平成____年____月____日

役所長

代替農地等の取得に関する
承認申請に対する承認(却下)書 (通知用)

平成____年____月____日付で申請のありました、代替農地等の取得見込みについての
取得価額の見積額等の承認申請を承認(却下)いたします。

この通知に係る処分理由

(注) 譲渡等があった日から1年を経過してもその承認を受けた譲渡等の対価の額の全部
又は一部が農地又は採草放牧地等の取得に充てられていない場合には、その部分に対
応する贈与税額又は全部の贈与税額(相続税額)は、その1年を経過した日から2か月を経過
する日に猶予期限が確定します。

() 役のうち () 役目

(資 12-19-28-3-A 4 様)

改正前

平成____年____月____日

住所又は

所在地(郵便局)

氏名又は

名称

様

平成____年____月____日

役所長

代替農地等の取得に関する
承認申請に対する承認(却下)書 (通知用)

平成____年____月____日付で申請のありました、代替農地等の取得見込みについての取
得価額の見積額等の承認申請を承認(却下)いたします。

この通知に係る処分理由

(注) 譲渡等があった日から1年を経過してもその承認を受けた譲渡等の対価の額の全部
又は一部が農地又は採草放牧地等の取得に充てられていない場合には、その部分に対
応する贈与税額又は全部の贈与税額(相続税額)は、その1年を経過した日から2か月を経過
する日に猶予期限が確定します。

() 役のうち () 役目

(資 12-19-28-3-A 4 様)

代替農地等の取得価額等の明細書

早晨_____年____月____日

住 戸

姓名: 冠路拾步

第23条の7第3項
第23条の8第17項に規定する代種製造者の取得額等は、次のとおりとする。

編制	所在地等				
調査	地名等				
号数	面積	㎡	㎡	㎡	㎡
金額	建築等の年月日、総額	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
の	建築費	円	円	円	円
内訳	取得費償却経過額	円	円	円	円
	現在心算残の額	円			
取得した異地又は口根に於ける明細	所在地等				
	地名等				
	面積	㎡	㎡	㎡	㎡
	取得年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	取得費の取崩年月日	平成 年 月 日許可届出	平成 年 月 日許可届出	平成 年 月 日許可届出	平成 年 月 日許可届出
	取得費の償却				
	取得経費額	円	円	円	円
	購入費				
	取得又は現在取得				
	取得又は取得				
現在所有の明細	$\text{年} \times \frac{\text{年} - \text{年}}{\text{年}}$	円	円	円	円
現在所有の明細	$\text{年} \times \frac{\text{年} - \text{年}}{\text{年}} \left[\frac{1}{1.21} \times \text{年} \right]$	円	円	円	円
現在所有の明細	$\text{年} \times \frac{\text{年}}{\text{年}} \left[\frac{1}{1.21} \times \text{年} \right]$	円	円	円	円
現在所有の明細					

※印は記入しないでください。

〔要〕
記載方法等

この明細書は、特例農地等の譲渡等につき代替農地等を取得するため税務署長の承認を受けていた場合において、その譲渡等の日から1年を経過する日までに代替農地等を取得した場合に、その代替農地等に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

なお、この明細書は、代替農地等の取得後遅滞なく税務署長に提出してください。

- 1 本文の「租税特別措置法施行規則第23条の7第21項第23条の8第16項」は、この明細書を提出する人が、贈与税の納税額を受けている場合は、「第23条の8第16項」の文字を、相続税の納税額を受けている場合は「第23条の7第21項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 「譲渡等をした特例農地等の明細」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。この場合、次の欄は次により記載してください。
 - (1) 「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地又は準農地と記載してください。なお、特例農地等が耕作地である場合には（「耕作地」）と併記してください。
 - (2) 「譲渡年月日、価額」欄は、譲渡年月日を記載するとともに譲渡等の態様に応じ、譲渡、贈与、転用、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。
- 3 「取得した農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、取得した代替農地等に関する事項を記載してください。
- 4 「譲渡等があった分」欄と「譲渡等がなかった分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。

記載方法等

この明細書は、特例農地等の譲渡等につき代替農地等を取得するため税務署長の承認を受けていた場合において、その譲渡等の日から1年を経過する日までに代替農地等を取得した場合に、その代替農地等に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

なお、この明細書は、代替農地等の取得後遅滞なく税務署長に提出してください。

- 1 本文の「租税特別措置法施行規則第23条の7第22項第23条の8第17項」は、この明細書を提出する人が、贈与税の納税額を受けている場合は、「第23条の8第17項」の文字を、相続税の納税額を受けている場合は「第23条の7第22項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 「譲渡等をした特例農地等の明細」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。この場合、次の欄は次により記載してください。
 - (1) 「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地又は準農地と記載してください。なお、特例農地等が耕作地である場合には（「耕作地」）と併記してください。
 - (2) 「譲渡年月日、価額」欄は、譲渡年月日を記載するとともに譲渡等の態様に応じ、譲渡、贈与、転用、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。
- 3 「取得した農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、取得した代替農地等に関する事項を記載してください。
- 4 「譲渡等があった分」欄と「譲渡等がなかった分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。

改正後

被相続人の氏名	
相続人の氏名	

代替農地等取得の承認を受けている場合の譲渡等をした特例農地

等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第8号）

租税特別措置法第70条の4第1項に規定する贈与者の死亡の日前1年以内に特例農地等の譲渡等をし、代替農地等の取得に関する承認を受けている場合において、その承認が相続税に関する代替農地等の取得に関する承認とみなされるとき譲渡等をした特例農地等の明細は次のとおりです。

譲渡等をした特例農地等の所在地番				
地目等				
面積	m	m	m	m
譲渡等の対価の額	円	円	円	円
譲渡等の年月日、価額	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
相続時における価額	円	円	円	円
相続時における農業投資額超過額	円	円	円	円

（資12-21-A4様式）

改正前

被相続人の氏名	
相続人の氏名	

代替農地等取得の承認を受けている場合の譲渡等をした特例農地

等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第4項第8号）

租税特別措置法第70条の4第1項に規定する贈与者の死亡の日前1年以内に特例農地等の譲渡等をし、代替農地等の取得に関する承認を受けている場合において、その承認が相続税に関する代替農地等の取得に関する承認とみなされるとき譲渡等をした特例農地等の明細は次のとおりです。

譲渡等をした特例農地等の所在地番				
地目等				
面積	m	m	m	m
譲渡等の対価の額	円	円	円	円
譲渡等の年月日、価額	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
相続時における価額	円	円	円	円
相続時における農業投資額超過額	円	円	円	円

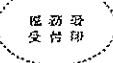
（資12-21-A4様式）

改正後

通知書交付の年月日	通知書	第 号
年 月 日		

代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書
(納税猶予事案用)

登録番号


 〒 _____
 住所 _____
 申請者 _____
 年 月 日提出 氏名 _____ ① 電話 _____

租税特別措置法施行令 第40条の6 第30項 贈与税 相続税 の納税猶予の適用に係
第40条の7 第32項 の規定により

10 代替農地等の取得価額の見積額等 都市営農農地等該当見込み等 に関する承認申請をいたします。

買取りの申出等に関する農地又は採草放牧地の明細	農地等の所在地					計
	農地等の地目、面積		㎡		㎡	
	贈与を受けた年月日 (相続(遺贈)があった)	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
	贈与の時の価額 (相続(遺贈)の価額)	円	円	円		円
	農業改良費等					円
買取りの申出等に関する農地又は採草放牧地の明細	農業改良費等超過額	円	円	円		円
	買取りの申出等の内容					
	買取りの申出等の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
	買取りの対価の見積額	円	円	円		円
	取得する農地又は採草放牧地の所在地					
買取りの申出等に関する農地又は採草放牧地の明細	農地等の地目、面積		㎡		㎡	
	取得予定年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
	取得対価の見積額	円	円	円		円
	都市営農農地等該当予定日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
	都市営農農地等該当見込みの農地又は採草放牧地の所在地					
都市営農農地等該当見込みの農地又は採草放牧地の明細	農地等の地目、面積		㎡		㎡	

(注) 農地等とは、農地若しくは採草放牧地又は原農地をいいます。

関与税理士 _____ 印 _____ 電話番号 _____

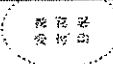
(資12-35-1-A45-1)

改正前

通知書交付の年月日	通知書	第 号
年 月 日		

代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書
(納税猶予事案用)

登録番号


 〒 _____
 住所 _____
 申請者 _____
 年 月 日提出 氏名 _____ ① 電話 _____

租税特別措置法施行令 第40条の6 第30項 贈与税 相続税 の納税猶予の適用に係
第40条の7 第32項 の規定により

10 代替農地等の取得価額の見積額等 都市営農農地等該当見込み等 に関する承認申請をいたします。

買取りの申出等に関する農地又は採草放牧地の明細	農地等の所在地					計
	農地等の地目、面積		㎡		㎡	
	贈与を受けた年月日 (相続(遺贈)があった)	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
	贈与の時の価額 (相続(遺贈)の価額)	円	円	円		円
	農業改良費等					円
買取りの申出等に関する農地又は採草放牧地の明細	農業改良費等超過額	円	円	円		円
	買取りの申出等の内容					
	買取りの申出等の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
	買取りの対価の見積額	円	円	円		円
	取得する農地又は採草放牧地の所在地					
買取りの申出等に関する農地又は採草放牧地の明細	農地等の地目、面積		㎡		㎡	
	取得予定年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
	取得対価の見積額	円	円	円		円
	都市営農農地等該当予定日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
	都市営農農地等該当見込みの農地又は採草放牧地の所在地					
都市営農農地等該当見込みの農地又は採草放牧地の明細	農地等の地目、面積		㎡		㎡	

(注) 農地等とは、農地若しくは採草放牧地又は原農地をいいます。

関与税理士 _____ 印 _____ 電話番号 _____

(資12-35-1-A45-1)

(表)

記載方法等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予期限がまだ確定しない間に買取りの申出等があった日から1年以内にその買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地等の譲渡等をし、かつ、代替農地等を取得する見込みであること又は都市計画法の規定に基づく都市計画の決定若しくは変更等の告示等のあった日から1年以内にその告示等に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その買取りの申出等があった日から1か月以内です。

1 この申請書で贈与税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の7第32項」と「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の6第30項」と「贈与税」の文字をそれぞれ横線で抹消するとともに、承認を受けようとする内容に応じ、「代替農地等の取得価額の見積額等」又は「都市営農農地等該当見込み等」欄のうち、いずれか一方を横線で抹消してください。

2 「買取りの申出等に係る農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、買取りの申出等があった特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- (1) 「農地等の地目、面積」欄の地目等については、特例農地等の地目等に応じ、畑と記載してください。
- (2) 「買取りの申出等の内容」欄及び「買取りの申出等の年月日」欄には、買取りの申出等があった年月日及び買取りの申出等の態様に応じ、生産緑地法第10条（又は第15条第1項）の規定による買取りの申出、都市計画の決定、都市計画の変更、旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。

なお、買取りの申出等があった特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。

3 「譲渡等及び取得見込みの農地又は採草放牧地の明細」欄と、「都市営農農地等該当の明細」欄には、この申請書を提出するときにおいて取得見込みである農地等又は都市営農農地等に該当する見込みである農地等に関する事項を記載してください。

(裏)

記載方法等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予期限がまだ確定しない間に買取りの申出等があった日から1年以内にその買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地等の譲渡等をし、かつ、代替農地等を取得する見込みであること又は都市計画法の規定に基づく都市計画の決定若しくは変更等の告示等のあった日から1年以内にその告示等に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その買取りの申出等があった日から1か月以内です。

1 この申請書で贈与税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の7第45項」と「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の6第43項」と「贈与税」の文字をそれぞれ横線で抹消するとともに、承認を受けようとする内容に応じ、「代替農地等の取得価額の見積額等」又は「都市営農農地等該当見込み等」欄のうち、いずれか一方を横線で抹消してください。

2 「買取りの申出等に係る農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、買取りの申出等があった特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- (1) 「農地等の地目、面積」欄の地目等については、特例農地等の地目等に応じ、畑と記載してください。
- (2) 「買取りの申出等の内容」欄及び「買取りの申出等の年月日」欄には、買取りの申出等があった年月日及び買取りの申出等の態様に応じ、生産緑地法第10条（又は第15条第1項）の規定による買取りの申出、都市計画の決定、都市計画の変更、旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。

なお、買取りの申出等があった特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。

3 「譲渡等及び取得見込みの農地又は採草放牧地の明細」欄と、「都市営農農地等該当の明細」欄には、この申請書を提出するときにおいて取得見込みである農地等又は都市営農農地等に該当する見込みである農地等に関する事項を記載してください。

改正後

____年____月____日

住所又は

所在地(郵便地)

氏名又は

名称

平成

____年

____月

____日

____市長

代替農地等の取得又は都市営農農地等該当

に関する承認申請に対する承認(却下)書(通知用)

平成____年____月____日付で申請のありました、買取りの申出等に係る農地等の譲渡等及び代替農地等の取得見込等についての取得価額の見積額等
こととなった農地等の都市営農農地等該当見込み等の承認申請を承認
いたします。

この通知に係る部分の理由

(注) 1 買取りの申出等があった日から1年を経過する日までに、承認を受けた特定農地等の全部
若しくは一部が譲渡されない場合、都市営農農地等に該当する
こととならなかった場合には、その部分に対する
贈与税又は全部の贈与税は、その1年を経過した日から2か月を経過する日に納付期限が確定します。

2 買取りの申出等があった日から1年を経過する日までに、承認を受けた特定農地等の全部又は一部を譲渡した場合において、その譲渡等があった日から1年を経過する日においてその承認を受けた譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は雑草放牧地の取得に充てられていないときは、その部分に対応する
贈与税又は全部の贈与税は、その1年を経過した日から2か月を経過する日に納付期限が確定します。

() 牧のうち() 牧

(資 12-28-3-A 4 様一)

改正前

____年____月____日

住所又は

所在地(郵便地)

氏名又は

名称

平成

____年

____月

____日

____市長

代替農地等の取得又は都市営農農地等該当

に関する承認申請に対する承認(却下)書(通知用)

平成____年____月____日付で申請のありました、買取りの申出等に係る農地等の譲渡等及び代替農地等の取得見込等についての取得価額の見積額等
こととなった農地等の都市営農農地等該当見込み等の承認申請を承認
いたします。

この通知に係る部分の理由

(注) 1 買取りの申出等があった日から1年を経過する日までに、承認を受けた特定農地等の全部
若しくは一部が譲渡されない場合、都市営農農地等に該当する
こととならなかった場合には、その部分に対する
贈与税又は全部の贈与税は、その1年を経過した日から2か月を経過する日に納付期限が確定します。

2 買取りの申出等があった日から1年を経過する日までに、承認を受けた特定農地等の全部又は一部を譲渡した場合において、その譲渡等があった日から1年を経過する日においてその承認を受けた譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は雑草放牧地の取得に充てられていないときは、その部分に対応する
贈与税又は全部の贈与税は、その1年を経過した日から2か月を経過する日に納付期限が確定します。

() 牧のうち() 牧

(資 12-28-3-A 4 様一)

改正後

買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書

市町村長 氏	印
氏名	住所

買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書

平成 年 月 日

市町村長 氏

氏名 (印)

住所 (印)

農地法第23条の7第2項に規定する代替農地等の取得価額等は、次のとおりです。

第23条の8第17項

買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書	農地等の所在地				
	農地等の地目				
	農地等の面積	①	㎡		㎡
	買取りの申出等の内容				
	買取りの申出等の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	譲渡等の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	譲渡等の条件				
	譲渡の対価の額	②	円		円
	買取りの対価の額	③	円		円
	買取りの対価の額	④	円		円
取得した農地又は買取りの農地の明細	農地等の所在地				
	農地等の地目				
	面積	⑤	㎡		㎡
	農地法の規定による許可又は届出の受審年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	取得の経緯				
	取得の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	取得の対価	⑥	円		円
	買入先				
	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
買取りの申出等の対価の額	① × ② - ③	⑦	円		円
	④ × ⑤ - ⑥	⑧	円		円
買取りの申出等の対価の額	① × ② (1を埋めるときは1とする)	⑨	円		円
	④ × ⑤ (1を埋めるときは1とする)	⑩	円		円

(注) 代替農地等として取得した農地又は買取りの農地が平成3年1月1日において農地法第20条の4第2項第3号イからハまでに掲げる区域にある場合には、その農地又は買取りの農地が同法第20条の4第1項に規定する農地又は買取りの農地に該当するものであることについての市長、区長の証明が必要となります。

市町村長 氏 印 電話番号

(資)2-26-A4(新)

改正前

買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書

市町村長 氏	印
氏名	住所

買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書

平成 年 月 日

市町村長 氏

氏名 (印)

住所 (印)

農地法第23条の7第2項に規定する代替農地等の取得価額等は、次のとおりです。

第23条の8第17項

買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書	農地等の所在地				
	農地等の地目				
	農地等の面積	①	㎡		㎡
	買取りの申出等の内容				
	買取りの申出等の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	譲渡等の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	譲渡等の条件				
	譲渡の対価の額	②	円		円
	買取りの対価の額	③	円		円
	買取りの対価の額	④	円		円
取得した農地又は買取りの農地の明細	農地等の所在地				
	農地等の地目				
	面積	⑤	㎡		㎡
	農地法の規定による許可又は届出の受審年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	取得の経緯				
	取得の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	取得の対価	⑥	円		円
	買入先				
	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
買取りの申出等の対価の額	① × ② - ③	⑦	円		円
	④ × ⑤ - ⑥	⑧	円		円
買取りの申出等の対価の額	① × ② (1を埋めるときは1とする)	⑨	円		円
	④ × ⑤ (1を埋めるときは1とする)	⑩	円		円

(注) 代替農地等として取得した農地又は買取りの農地が平成3年1月1日において農地法第20条の4第2項第3号イからハまでに掲げる区域にある場合には、その農地又は買取りの農地が同法第20条の4第1項に規定する農地又は買取りの農地に該当するものであることについての市長、区長の証明が必要となります。

市町村長 氏 印 電話番号

(資)2-26-A4(新)

記載方法等

この明細書は、買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の譲渡等につき代替農地等を取得するため税務署長の承認を受けていた場合において、その買取りの申出等の日から1年以内に都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地を譲渡等し、かつ、その譲渡等の日から1年を経過する日までに代替農地等を取得した場合に、その代替農地等に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

- 1 本文の「租税特別措置法施行規則 第23条の7第22項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の8第17項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の7第22項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 「譲渡等をした特例農地等の明細」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
 - ① 「農地等の地目」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。
 - ② 「買取りの申出等の内容」欄は、買取りの申出等の内容に応じ、生産緑地法の規定に基づく買取りの申出、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等譲渡又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。
 - ③ 「譲渡等の年月日」及び「譲渡等の態様」の各欄は、譲渡年月日及び譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。
- 3 「取得した農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、取得した代替農地等に関する事項を記載してください。
なお、「取得の態様」欄は、上記2の③に準じて記載してください。
- 4 「買取りの申出等があったとされる部分」欄と「買取りの申出等がなかったとされる部分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。

記載方法等

この明細書は、買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の譲渡等につき代替農地等を取得するため税務署長の承認を受けていた場合において、その買取りの申出等の日から1年以内に都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地を譲渡等し、かつ、その譲渡等の日から1年を経過する日までに代替農地等を取得した場合に、その代替農地等に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

- 1 本文の「租税特別措置法施行規則 第23条の7第29項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の8第24項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の7第29項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 「譲渡等をした特例農地等の明細」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
 - ① 「農地等の地目」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。
 - ② 「買取りの申出等の内容」欄は、買取りの申出等の内容に応じ、生産緑地法の規定に基づく買取りの申出、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等譲渡又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。
 - ③ 「譲渡等の年月日」及び「譲渡等の態様」の各欄は、譲渡年月日及び譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。
- 3 「取得した農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、取得した代替農地等に関する事項を記載してください。
なお、「取得の態様」欄は、上記2の③に準じて記載してください。
- 4 「買取りの申出等があったとされる部分」欄と「買取りの申出等がなかったとされる部分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。

都市官農農地等該当に関する明細書

都市官農農地等	該当
※	※

平成 年 月 日

市長 氏

〒 市 区 町 丁目 番 号

氏 名 印

(電話番号)

第23条の7第23項に規定する特定市街化区域農地等に係る農地又は都市官農農地等に関する明細は、次のとおりです。

告示又は採択は事由に係る農地	農地等の所在地				
	農地等の地目				
告示又は採択は事由に係る農地	農地等の面積	①	㎡	㎡	㎡
	告示又は採択の内訳				
告示又は採択は事由に係る農地	告示又は採択の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	農地等面積	②	㎡	㎡	㎡
告示又は採択は事由に係る農地	告示又は採択の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	告示又は採択の内訳	③	㎡	㎡	㎡
告示又は採択は事由に係る農地	(①-②)の面積	④	㎡	㎡	㎡
	④ × ① - ②	⑤	㎡	㎡	㎡
告示又は採択は事由に係る農地	④ の 面積	⑥	㎡	㎡	㎡
	⑥ × ①	⑦	㎡	㎡	㎡

(注) 特定市街化区域農地等に係る農地又は都市官農農地等が都市官農農地等に該当したことを証する市長、区長の証明書が必要となります。

都市官農農地等	該当	電話番号
---------	----	------

都市官農農地等該当に関する明細書

都市官農農地等	該当
※	※

平成 年 月 日

市長 氏

〒 市 区 町 丁目 番 号

氏 名 印

(電話番号)

第23条の7第23項に規定する特定市街化区域農地等に係る農地又は都市官農農地等に関する明細は、次のとおりです。

告示又は採択は事由に係る農地	農地等の所在地				
	農地等の地目				
告示又は採択は事由に係る農地	農地等の面積	①	㎡	㎡	㎡
	告示又は採択の内訳				
告示又は採択は事由に係る農地	告示又は採択の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	農地等面積	②	㎡	㎡	㎡
告示又は採択は事由に係る農地	告示又は採択の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	告示又は採択の内訳	③	㎡	㎡	㎡
告示又は採択は事由に係る農地	(①-②)の面積	④	㎡	㎡	㎡
	④ × ① - ②	⑤	㎡	㎡	㎡
告示又は採択は事由に係る農地	④ の 面積	⑥	㎡	㎡	㎡
	⑥ × ①	⑦	㎡	㎡	㎡

(注) 特定市街化区域農地等に係る農地又は都市官農農地等が都市官農農地等に該当したことを証する市長、区長の証明書が必要となります。

都市官農農地等	該当	電話番号
---------	----	------